

Burgen und Territorialpolitik im Erzstift Trier (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18593

トリール大司教領国における城塞と領域政策(一)

桜井利夫

内容

一 序

二 大司教バルドウィンと文書主義

三 第一次シュミットブルガー・フェーデ

(一) はじめに

(二) 前史

(三) 経過(以上本号)

四 第二次シュミットブルガー・フェーデ

五 第三次シュミットブルガー・フェーデ

六 結語

一 序

中世の城塞は村落や都市と並ぶ第三の定住形態であり、教会と共に中世に決定的な影響を与え、中世を古代と近代から鋭く区別する重要な要素である。⁽²⁾ 定住地の量的展開に着目するならば、C・ティルマン C.Tilmann の『ドイツの城塞と城館の百科事典』は一九、〇〇〇の城塞を収載し、⁽³⁾ さらに中世ドイツ語圏の城塞の数をH・ク

ンストマン H. Kunstmann は二五、〇〇〇、H. M.フォン・アウフェス H. M. von Aufsess と H. プレティ
ュ H. Pleicha は約一〇、〇〇〇であると推定している⁽⁴⁾。日本における城塞史研究は野崎直治氏をもって嚆矢と
することに異論はないと思われるが、氏は中世ドイツ語圏の城塞の数を約一〇、〇〇〇と推定しておられる⁽⁵⁾。こ
のように、中世ドイツ語圏に存在した城塞の数は、論者の推定に相違はあれ、少なくとも一〇、〇〇〇を下回ら
ないと考えて大過ないであろう。これに対して、ドイツ語圏における中世都市の数を K. ビューヒアー K. Bücher
が約三、〇〇〇と推定して以来⁽⁶⁾、この数が一般的に承認されているように思われる⁽⁷⁾。したがって、城塞は都市よ
りも遙かに広範な分布を示していたことになる。それにもかかわらず、城塞の本格的な歴史的研究は、ドイツ史
とドイツ法制史に限って言えば、ドイツと日本の両国において著しく未開拓なままに残されている分野であると
言わなければならない。このことを、ドイツにおける本格的な城塞史研究の開始が漸く第一次世界大戦後である
のと同時にその盛行が第二次世界大戦後であることと⁽⁸⁾、日本ではドイツ語圏の研究成果が最近になって初めて紹
介の緒に就いたという事情が明確に示している⁽⁹⁾。ドイツの歴史学と法制史学における城塞史研究の立ち遅れの背
景として、一つには、城塞研究は一九世紀のロマン主義の生みの子であったために、戦間期まで歴史的考察方法
よりも建築学的美術史的考察方法が、圧倒的優位に立っていた事情と⁽¹⁰⁾、他方では「中世の政治はすぐれて城塞政
策であった⁽¹¹⁾」と言われるごとく、城塞はヘルシャフトの最奥の核心をなす故に、都市や村落と異なり総じてゲノッ
センシャフト Genossenschaft 的な組織形式を生み出すことがなかったという事情に求められよう⁽¹²⁾。

この状況の中で、同時に、城塞は領国形成過程においていかなる役割を果たしたのかという問題を解決する必
要性が一九世紀以来唱えられ⁽¹³⁾、例えばヒルデスハイム Hildesheim 司教領に関する H. W. クレーヴィッツ H. W.
Klewitz やヴュルテムベルク Württemberg 大公領に関する H. M. ヲウラー H. M. Maurer 等の重要な研究成果
が生み出された⁽¹⁴⁾。これに次いでコンスタンツ中世史研究会 Konstanzer Arbeitskreis für Mittelalterliche

Geschichte der deutschen Territorialstaaten im 14. Jahrhundert, Bd. I und II, 1970 und 1971 (Vorträge und Forschungen, Bd. XIII und XIV) の中で、確かに領国形成過程における城塞の重要な意義に時折言及される¹⁵⁾ことがあった。それにもかかわらず、領邦国制史における城塞の機能と意義如何という問題の追究は、同じコンスタンツ中世史研究会が一九七六年に「地域史の基礎の上に立つ国制史的考察方法」verfassungsgeschichtliche Betrachtungsweise auf landesgeschichtlicher Grundlage に基づき、この問題をドイツの諸領国を対象として正面から取り上げ、その研究成果を「ドイツ語圏における城塞——その法制史並びに国制史的意義——」Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung, Teil I und II, 1976 (Vorträge und Forschungen Bd. XIX), hrsg. von H. Patze と題する二巻の論文集として公刊して以来、大幅に進展したものと考えられる¹⁶⁾。ただし本小稿が取り上げるトリール大司教領国だけに限しても、その後の論文集に触発されて、W. R. ヘルンス W. R. Berns の「トリール大司教バルドゥイン(在位一三〇七—一三五四年)の城塞政策とヘルシヤフト」Burgenpolitik und Herrschaft des Erzbischofs Balduin von Trier (1307-1354) (Vorträge und Forschungen Sonderband 27), (Diss. Gießen 1979), 1980 及びホルン I. Bodsch の「城塞とヘルシヤフト——大司教マイーター・フォン・ナッサウの死(一三〇七年)に至るまでの中世盛期におけるトリール大司教の領域政策と城塞政策——」Burg und Herrschaft. Zur Territorial- und Burgenpolitik der Erzbischofe von Trier im Hochmittelalter bis zum Tod Dieters von Nassau (1307) (Landeskundliche Arbeitsgemeinschaft im Regierungsbezirk Koblenz, Bd. 13) (Diss. Bonn 1987), 1989 とともにこの著書が刊行されているためである¹⁷⁾。

本小稿はドイツの歴史学界におけるこのような動向に刺激されつつ、他方で日本での城塞史研究が未だ開始の緒に就いて日が浅いという状況に鑑み、中世後期(一二五〇—一五〇〇年)について、城塞の国制史的法制史的

意義を一四世紀前期トリール大司教バルドウィン Balduin von Luxemburg の治世（一二三〇—一二三五年）に限定して考察することを目的とする。具体的には、先ず同大司教が領域政策の一環として貴族城塞シュミットブルク Schmidtburg を獲得するために遂行した三次に及ぶフェーテ（シュミットブルガー・フェーテ Schmidtburger Fehde）の経過を究明することにより、領域政策の中で城塞がいかなる国制史的・法制史的役割を演じたのかを考察したい。その過程で、我々は同時に「城塞とその周辺領域」、つまり、「城塞区」Burgbezirk, Kastellanei の存在如何という問題に特別の考慮を払ってゆくこととする。これには幾つかの理由がある。第一に、城塞区は城塞の周辺領域をなすが故に、同じ領域権力たるランデスヘルシャフトの生成と発展の問題を考察する際に、城塞区の分析は不可避の課題とならざるをえない。逆に言えば、城塞区の分析を通じて初めて、より充分にランデスヘルシャフトの生成と発展を把握しうるのではないかと考えられる。しかし、第二に、ドイツの歴史学において従来、確かにカーロリング時代以後裁判・租税制度・国境防衛・教会組織のごとき国家的目的のために作り出された城塞組織という広義の城塞区は比較的しばしば取り上げられてきた。⁽¹⁸⁾ それにもかかわらず、管見の範囲では、城塞の直接の周辺領域という狭義における城塞区は、フランスとドイツの中間地帯に位置するグラーフシャフト・フリンデル Grafschaft Flandern に関する研究を除けば、ドイツの古定住地 Altsiedelland について本格的な研究対象とされることが殆どなかっただけでなく、その存在自体さえも史料に則して明らかにされてこなかったという事情がある。⁽¹⁹⁾ 最近の事典たる『ドイツ法制史事典』Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, I. ff. Band, 1971ff. に城塞区を意味する Burgbezirk, Kastellanei の見出し語がそもそも載せられていないのみならず、『中世事典』Lexikon des Mittelalters, I ff., 1980ff. の「城塞」Burg の項目でフランドル、北イタリア、フランスの各地域に城塞区ないしシャテルニー châtellenie（城主支配領域）が存在したことが記されているのに対して、ドイツの古定住地についてはその記述が全く見当たらないこともまた、その証左となるであろう。⁽²⁰⁾ この点に

ついで、M. シャープ M. Schab もまた上部ライン Oberhein 領域に関する論文の冒頭で、いみじくも次のように述べている。つまり、「他方、従来の城塞に関する文献での研究は、外ならぬ城塞の領域的諸関連となるといよいよもって考察の隅に置かれて示していることを示している。これまで城塞の領域的諸関連が考慮されるとしても、関心は著しく軍事技術的な観点に及んでいない」(傍点ハ筆者)と。⁽²¹⁾ 日本では、管見の範囲では、野崎直治氏が唯一「裁判管轄区は城塞所屬地と合致し、一二世紀以降古典荘園制の崩壊のち城塞は裁判領主制の中核であった。裁判領主制はフランスのバン領主制(ハシャテルニー権力)に相当する一円的領域支配である」と述べられ、城塞の領域的関連を明確に指摘されている。⁽²²⁾ しかし、啓蒙書という性格のためにやむをえないことと思われるが、この指摘には史料の基礎が欠けている。さらに山田欣吾氏はオーストリアの領主制に関する研究の中で、「バン領域内に所領をもつ多くの土地領主のうちから、ある一人の領主——通常は最大の土地をもつ——をして当該領域全体の裁判領主たるべき要素、いいかえれば、そのバン領域において他の土地領主たちにぬきんでた集中的所領と権力的地位とを同時に保証しうるような実態的基礎は何であったか」という問題を提出し、氏は「そうしたものと考へ」られて⁽²³⁾いる。このようにして、氏は城塞を裁判領主のバン領域を支える不可欠の実態的基礎として把握することに⁽²⁴⁾より、城塞の領域的関連に注目しておられるが、さらに踏み込んでランダスヘルシャフトと城塞区の関連を独自の問題として追究してはいないように思われる。

城塞区に特別な注意を向ける理由として、最後に、城塞区の検討が封建制社会の理論的把握を繞るグルントヘルシャフト細胞論とシャテルニー細胞論の対決という戦後日本の歴史学界の重要な論争問題の解決の端緒になりうるという事情がある。細説するならば、故世良晃志郎教授(以下世良教授と略称)は領主直管地を具えた古典的グルントヘルシャフト klassische Grundherrschaft (またはヴァイカツィオン制 Villikationsverfassung) が

九世紀から一三世紀までの封建制社会の基底をなす細胞であると主張された。⁽²⁴⁾ この古典的グルントヘルシャフト細胞論に対して、バン領主権 *Banhererschaft* ないし裁判支配権 *Gerichtsherschaft* をもって細胞とすべきであるという批判が展開されると同時に、⁽²⁵⁾ 特に木村尚三郎氏と井上泰男氏によって古典的グルントヘルシャフトではなくシャテルニーこそが封建社会の細胞であるという見解が積極的かつ具体的に主張された。⁽²⁶⁾ 両氏の批判に対して、世良教授は「封建制社会」第二期（一一世紀—一三世紀）についての考察は従来の私の構想に欠けていた」ことを認められつつ、「古典荘園が「歴史的に本来的な基底である」という条件」を付した上で「第一期（九・一〇世紀）封建社会の細胞はやはり古典荘園でなくてはならず、*châtellenie* は第二期封建社会の細胞として措定しうるにすぎない」と反批判された。⁽²⁷⁾ こうして世良教授は留保付きながらも、シャテルニーが第二期封建社会の基礎をなすことを理論的に承認された。他方で、木村氏と井上氏もその後見解を修正しているように思われる。すなわち、先ず木村氏は九・一〇世紀の古典荘園制を基礎とする第一期封建制、一一・一二世紀のシャテルニーを基礎とする第二期封建制、一三世紀における国家秩序形成的な第三期封建制を区分し、九・一〇世紀を古典的グルントヘルシャフトを基礎する封建社会であると理解されている。⁽²⁸⁾ また井上氏は古典荘園制の過大評価に疑義を表明しつつ、⁽²⁹⁾ 他方でシャテルニーが一〇世紀と一一世紀初頭の混乱期における古典荘園制の解体の結果新たな領主権力（バン領主権）として成立したと述べられた。⁽³⁰⁾ このことから、井上氏は古典的グルントヘルシャフトが第一期封建社会の基礎とまでは言わないとしても少なくともその一つの重要な構成要素であると解釈されていることが読み取れる。封建制社会の構造を繞るこの論争は一応収束したかのごとき観を呈するが、しかし世良教授はさらに「*châtellenie* の問題が最終的に解決されるためには、なおいくつかの予備的研究が必要である」と同時に、この予備的研究課題の一つとして、「ドイツにおびつて *châtellenie* に該当するような段階を想定しうるかどうかという問題があり」、「ブルク管区 (*Burgbezirk*) ……を *châtellenie* と同質的なものとみうるかどうか」という点も、

またほとんど具体的な説明を見ていないといわなくてはならないであろう」と述べられた³¹⁾。かくして、ドイツの城塞区の究明は、封建制社会の細胞を巡る論争との関連で、フランスのシャテルニーとの異同如何という問題性を孕む課題の解決に寄与する故に、著しく重要な意味を帯びてくるものと言わなければならない。のみならず、城塞区の究明は城塞ないし城塞区を「中世における豪族支配体制 Adelsnerrschaft の一般的基礎であるとともに、後年のランデスヘルシャフトの萌芽で」あると促える故堀米庸三教授の見解や⁽³²⁾、城塞を「周辺地域住民の全く新たな政治的結集の核」、「諸侯のより広い政治的支配(=自立的・実力的領域支配権力)への拠点」と捉える山田氏の見解⁽³³⁾をも考慮する時、益々一層必要なものとなってくる。なお因みに、上記の野崎氏と山田氏の指摘はフランス史学のシャテルニー理論を背景としてなされたものと推測される。以下、早速本題に入ってゆきたい。

- (一) Meinrad Schaab, Geographische Elemente der mittelalterlichen Burgenverfassung nach oberrheinischen Beispielen, in : Hans Patze (Hrsg.), Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung (Vorträge und Forschungen, hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, Bd. XIX), Teil II, 1976, S. 46.
- (二) H. Patze, Burgen in Verfassung und Recht des deutschen Sprachraumes, in : Ders. (Hrsg.), Die Burgen im deutschen Sprachraum, S. 441.
- (三) C. Tilmann, Lexikon der deutschen Burgen und Schlösser, Bd. I (1958), II (1959), Bd. III (1960), Bd. IV (1961), hier Bd. I, Einleitung, S. VIII.
- (四) H. Kunstmann, Mensch und Burg (Veröffentlichung der Gesellschaft für Fränkische Geschichte Reihe IX 125), 1967, S. 181; H. M. von Aufsess, Burgen, 1976, S. 56. H. ブロンティエ著、平尾浩三訳『中世の旅 騎士と城』一九八二年、二六頁。
- (五) 野崎直治「ヨーロッパにおける城塞研究の現状と課題」、「歴史と地理」三七五号、一九八六年、四頁下段、後に、同「ドイツ中世社会史の研究」、一九九五年、所収、一九七頁、同「ヨーロッパ中世の城」、一九八九年(中公新書)三三三頁、同「ヨー

「ロマン中世史」一九九二年、一〇五頁。

(9) K. Bücher, Die Entstehung der Volkswirtschaft, Erste Sammlung, 17. Aufl., 1926, S. 121.

(7) 原一孝 J. Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit, Erster Band: Das Mittelalter, 1928, S. 167 [増田四郎監修、伊藤栄・譜田實訳「ヨーロッパ中世経済史」一九七四年、二六七頁]、鈴木成高「封建社会の研究」一九四八年、五二二頁、諸田実「中世都市とギルド制度——ドイツを中心とした概観——」、大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄「西洋経済史講座——封建制から資本主義への移行——」一(封建制の経済的基礎)一九六〇年、所収、二〇〇頁、林毅「ドイツ中世都市法の研究」昭和四十七年、六二頁。

(8) H. Ebner, Die Burg als Forschungsproblem mittelalterlicher Verfassungsgeschichte, in: H. Patze (Hrsg.), Die Burgen im deutschen Sprachraum, Teil I, 1976, S. 16. 野崎「上掲論文」二頁上段、拙稿「十四世紀前半期トリール大司教バルドマインの治世における城塞とランテナス・ルシヤフト——城塞・バーエン政策の視角から——」、「金沢法學」三三卷一二合併号、一九九一年、一一一—一二頁。Vgl. auch F. Uhlhorn, Die territorialgeschichtliche Funktion der Burg. Versuch einer kartographischen Darstellung, in: O. Renkhoff (Hrsg.), Blätter für deutsche Landesgeschichte, 103. Jahrgang, 1967, SS. 14-17, hier besonders S. 16f.

(9) 「」の報告を替へに當つて、私が終始遺憾に思つたことは「château, Burgなど、まさに封建貴族の支配の巢であり、農民の日常的生活にとつても大きな意味をもつて考へられたもののリアルなすがたを明らかにしないことであつた」という石川武氏の記述(「Grundherrschaft, Bannherrschaft, Gerichtsherrschaft——封建社会における「荘園制」の位置をめぐつて——」、「北大史學」三号、一九五五年、六四頁上段)及び「このような(ドイツやオーストリアの学界の)成果がわが国の学界では未だ共有財産になつていない現状で、少なくともわが国では類書がまったくない城の法制史や国制史という一般的に馴染みにくい内容を本書に収めることにはいささかためらいもあつたが、しかし、研究の最前線を紹介することはむしろ新書的目標に沿つことになるのではないかと考え」た、という野崎氏の記述(傍点、原文)(同「ヨーロッパ中世の城」、「あとがき」、一三五—一三六頁)は日本における城塞史研究の立ち遅れを明白に物語っている。さらに、若宮根徳治「城にたいする刑事手続点描——サクセンシュペーゲルを中心に——」、「熊本法學」五七号、一九八八年、一七六頁冒頭、上掲拙稿、一二二—一二三頁も参照。

(10) H. Ebner, a. a. O., S. 15; F. Uhlhorn, a. a. O., S. 11. 上掲拙稿、一二二頁。

(11) H. Ebner, a. a. O., S. 11.

- に「Zwingburg」として記述されている。また、この城に居住する城塞に対して「封建制の城塞城塞 Zwingburg」という烙印を押し、
 H. Ebner, a. a. O., S. 15 を参照。ただし、若干の帝国城塞としてつくられた城塞に「Burmann (城塞守備兵) の
 ハント」が存在したことが明らかにされている。H. Mitteis, Deutsche Rechtsgeschichte, neubearbeitet von H.
 Lieberich, 19. Aufl., 1992, S. 187 ; K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte 2 (1250-1650), 4. Aufl., 1981, S. 149f. ; F.
 Schwind, Zur Verfassung und Bedeutung der Reichsburgen, vornehmlich im 12. und 13. Jahrhundert, in ; H. Patze (Hrsg.),
 Die Burgen im deutschen Sprachraum, Teil I, S. 103, 106 ; H.-M. Maurer, Rechtsverhältnisse der hochmittelalterlichen
 Adelsburg vornehmlich in Südwestdeutschland, in : H. Patze (Hrsg.), Die Burgen im deutschen Sprachraum, Teil II, S.
 153f. ; B. Diestelkamp, Das Lehnrecht der Grafschaft Katzenelnbogen (13. Jahrhundert bis 1479). Ein Beitrag zur
 Geschichte des spätmittelalterlichen deutschen Lehnrechts, insbesondere zu seiner Auseinanderstzung mit oberitalieni-
 schen Rechtsvorstellungen (Untersuchungen zur deutschen Staats-und Rechtsgeschichte, Neue Folge Bd. 11), 1969, S. 130
 ; Lexikon des Mittelalters, Bd. II, 1983, Sp. 967.
- (13) F.Uhlhorn, a. a. O., S. 17
- (14) H.-W. Klewitz, Studien zur territorialen Entwicklung des Bistums Hildesheim. Ein Beitrag zur historischen Geogra-
 phie Niedersachsens, 1932 ; H.-M. Maurer, Die landesherrliche Burg in Württemberg im 15. und 16. Jahrhundert (Ver-
 öffentlichungen der Kommission für geschichtliche Landeskunde in Baden-Württemberg. Reihe B Forschungen 1. Bd.),
 1958.
- (15) この論文集に収録されている諸論稿のうち、F. Petri, Territorienbildung und Territorialstaat des 14. Jahrhunderts im
 Nordwestraum, S. 388f., 398, 401ff., 408ff., 421f., 423f., 453ff., 469 (第1巻) , R. Laufner, Die Ausbildung des Territorial-
 staates der Kurfürsten von Trier, S. 131ff., 138f., 141f. ; M. Schaab, Die Festigung der pfälzischen Territorialmacht im
 14. Jahrhundert, S. 178f. ; H. H. Hofmann, Territorialbildung in Franken im 14. Jahrhundert, S. 258ff., 264, 275ff. ; P.
 Fried, >> Modernstaatliche << Entwicklungstendenzen im bayerischen Ständestaat des Spätmittelalters. Ein
 methodischer Versuch, S. 327ff. ; K. Lechner, Die Bildung des Territoriums und die Durchsetzung der Territorialhoheit
 im Raum des östlichen Österreichs, S. 395f., 425ff., 456f., 460 (第1巻) 等を参照。これらの論文集に対する山田欣望氏の
 評価(西川正雄編『ドイツ史研究』一九八四年、一頁)も参照。
- (16) この論文集の基本的な考察方法について、H・ガイア、H. Beumann の Vorwort, S. 7 を参照。また、そのほか、城塞は明

確り「領邦支配権形成とやの行為の手段」として捉えられてゐる。この論文集に収録されてゐる論文を採らざれば、以上の項
 りである。第一巻には、圓頭の問題提起から H. Ebner, Die Burg als Forschungsproblem mittelalterlicher Verfassungse-
 schichte に続く、城塞を繞る一環的なトーテム論から F. Schwind, Zur Verfassung und Bedeutung der Reichsburg,
 vornehmlich im 12. und 13. Jahrhundert ; J. Naendrup-Reimann, Weltliche und kirchliche Rechtsverhältnisse der
 mittelalterlichen Burkapellen ; U. Lewald, Burg, Kloster, Stift ; F. Arens, Die Datierung staufischer Pfälzen und Burgen
 am Mittelrhein mit Hilfe des Stilvergleichs ; Ders., Staufische Pfalz und Burkapellen ; P. Wiesinger, Die Funktion der
 Burg und der Stadt in der mittelhochdeutschen Epik um 1200¹⁾ 中世前期の城塞論から A. Verhulst, Die grafliche
 Burgenverfassung in Flandern im Hochmittelalter ; W. Janssen, Burg und Territorium am Niederrhein im späten
 Mittelalter ; H. Van Lengen, Der mittelalterliche Wehrbau im ostfriesischen Küstenraum ; H. Jankuhn, Die sächsischen
 Burgen der Karolingerzeit ; M. Last, Burgen des 11. und frühen 12. Jahrhunderts in Niedersachsen ; H. Patze, Rechts- und
 verfassungsgeschichtliche Bedeutung der Burgen in Niedersachsen ; F. Benninghoven, Die Burgen als Grundpfiler des
 spätmittelalterlichen Wehrwesens im preussisch-livländischen Deutschordensstaat 城塞の成立と中世の城塞論から、
 中世前期の城塞論から M. Schaab, Geographische und topographische Elemente der mittelalterlichen Burgenverfassung
 nach oberheinischen Beispielen ; W. Hübener, Die frühmittelalterlichen Wehranlagen in Südwestdeutschland nach
 archäologischen Quellen ; H.-M. Maurer, Rechtsverhältnisse der hochmittelalterlichen Verfassungsgeschichte der Land-
 Südwestdeutschland ; H. Maurer, Die Rolle der Burg in der hochmittelalterlichen Verfassungsgeschichte der Land-
 schaften zwischen Bodensee und Schwarzwald ; F. Rapp, Zur Geschichte der Burgen im Elsaß mit besonderer Berück-
 sichtigung der Ganerbschaften und der Burgfrieden ; K. S. Bader, Burghofstatt und Herrschaftseigen. Ländliche
 Nutzungsformen im herrschaftlichen Bereich ; O. P. Clavadescher, Die Burgen im mittelalterlichen Räten ; R. Endres,
 Zur Burgenverfassung in Franken ; P. Fried, Hochadelige und landesherrlich-wittelsbachische Burgenpolitik im hoch-
 und spätmittelalterlichen Bayern ; M. Mitterauer, Burg und Adel in den österreichischen Ländern ; H. Dopsch,
 Burgenbau und Burgenpolitik des Erztziftes Salzburg im Mittelalter 城塞の成立と中世の城塞論から H. Patze,
 Burgen in Verfassung und Recht des deutschen Sprachraumes 城塞の成立と中世の城塞論から H. Patze, K. U. Jäschke, Burgenbau und
 Landesverteidigung um 900 城塞の成立と中世の城塞論から H. Patze, J. U. Vorträge und Forschungen, Sonderband 16, 1975 城塞の成立
 と中世の城塞論から H. Patze, J. U. Vorträge und Forschungen, Sonderband 16, 1975 城塞の成立と中世の城塞論から H. Patze, J. U.

またドイツの状況に関して、Sp. 965-971を参照。

- (21) M. Schaab, Geographische und topographische Elemente der mittelalterlichen Burgenverfassung, in: H. Patze (Hrsg.), Die Burgen im deutschen Sprachraum, Teil II, S. 9.
- (22) 野崎「ヨーロッパ中世の城」、九八頁、同「ヨーロッパ中世史」、一一一五頁。
- (23) 山田欣吾「中世末期オーストリアにおける領主制の諸問題」、『社会経済史体系』Ⅲ、一九六〇年、所収、後に同「國家そして社会——地域史の視点——」(『西洋中世國制史の研究』Ⅱ)、一九九二年、所収、三二六頁。
- (24) 世良晃志郎「封建制社会の法的構造」(『法律学大系Ⅱ法理学論稿』二五)、一九五四年。これは一九七七年に同じ書名で再刊された。以下の引用はこの再刊本による。こゝでの関連では特に二七一五〇—一五五一一六〇頁を参照された。
- (25) 堀米府三「中世國家に関する二つの研究——世良晃志郎・封建制社会の法的構造——」、高柳信一・近代プロイセン國家成立史序説——、『國家学会雜誌』、六九卷一・二合併号、一九五五年、八〇頁下段、石川武「Grundherrschaft, Banherrschaft, Gerichtsherrschaft。——封建社会における「莊園制」の位置をめぐって」、五三頁以下、木村尚三郎「フランス封建王政、その確立過程、帰結」、『史学雜誌』、六四編一〇号、一九五五年、七四頁上段—七五頁下段、井上泰男「フランス領主制の基本的特質」、『史学雜誌』、六五編一五号、一九六五年、二九頁下段、直居淳「一九五五年の歴史学界——回顧と展望」、『西洋史・中世』、『史学雜誌』、六五編五号、一九五六年、一三九頁、二宮宏之「歴史学の成果と課題Ⅶ 封建・西洋」、『歴史学研究』、一九六号、一九五六年、四一頁。
- (26) 木村、上掲論文、七四頁以下、井上、上掲論文、二九頁下段、三一頁下段—三四頁上段。
- (27) 世良、上掲書、一六三頁。
- (28) 木村「中世フランス農村構造と領主権力」、『東京都立大学法学会誌』、四卷二号、一九六三年、三頁註(1)。さらに世良、上掲書、三二四頁以下も参照。
- (29) 井上「西欧社会と市民の起源」、一九七六年、六三頁。
- (30) 井上、上掲書、一〇一、一一八—一一九頁。
- (31) 世良、上掲書、一六五—一六六頁。
- (32) 堀米、上掲論文、九〇頁下段。
- (33) 山田欣吾「十二—十三世紀の西ヨーロッパ諸國、三 ドイツ——諸侯制的國制への発展——」、『岩波講座 世界歴史』10 中世4、一九七〇年、所収、二〇九頁。

I. Ungedruckte Quellen

CB II und CB IV : Landeshauptarchiv Koblenz, 1CNr. 2 und Nr. 3a (=Codex Balduineus 2. Ausfertigung und das sogenannte Balduineum Kesselstatt).

II. Gedruckte Quellen und Regesten

CRM III : W. Günther, Codex Diplomaticus Rheno-Mosellanus. Urkunden-Sammlung zur Geschichte der Rhein- und Mosellande, der Nahe- und Ahrgegend und des Hunsrückens, des Meinfeldes und der Eifel, III. Theil, I. Abtheilung, 1824, II. Abtheilung, 1825.

DWL III: K. Lamprecht (Hrsg.), Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. Untersuchungen über die Entwicklung der Mittelalterlichen Kultur des platten Landes auf Grund der Quellen zunächst des Mosellandes. III. Quellensammlung, unveränderter Neudruck der Ausgabe 1885-1886, 1960.

MRUB I, II, III: H. Beyer, L. Eltester, A. Goerz (Hrsg.), Urkundenbuch zur Geschichte der jetzt die preussischen Regierungsbezirke Coblenz und Trier bildenden mittelrheinischen Territorien, Bd. 1, Neudruck der Ausgabe 1860, 1974, Bd.2, Neudr. der Ausgabe 1865, 1974, Bd. 3, Neudr. der Ausgabe 1874, 1974.

MG : Monumenta Germaniae Historica

Const.: Constitutiones ; SS: Scriptores

MRR : A. Goerz (Bearb. und Hrsg.), Mittelrheinische Regesten oder Chronologische Zusammenstellung des Quellen-Materials für die Geschichte der Territorien der beiden Regierungsbezirke Coblenz und Trier. I.-IV. Theil. 1876-1886.

III. Literatur

W.-R.Berns. Burgenpolitik : W.-R. Berns. Burgenpolitik und Herrschaft des Erzbischofs Balduin von Trier (1307-1354) (Vorträge und Forschungen, Sonderband 27), Diss. Gießen 1979, 1980.

J. Mötsch. Die Balduineen : J. Mötsch (Bearb.), Die Balduineen. Aufbau, Entstehung und Inhalt der Urkundensammlung des Erzbischofs Balduin von Trier (Veröffentlichungen der Landesarchivverwaltung Rheinland- Pfalz, Bd. 33), Diss.

Bonn 1978, 1980.

J. Mötsch, Territorialpolitik : J. Mötsch, Triertische Territorialpolitik im 14. Jahrhundert. Die Erwerbung der Schmidtburg durch Erzbischof Baldwin 1324-1342, in: Jahrbuch für westdeutsche Landesgeschichte, hrsg. von H. W. Herrmann, F. J. Heyen, H. Matny, F. L. Wagner, 7 Jahrgang, 1981.

Dehio, Handbuch : Georg Dehio, Handbuch der deutschen Kunstdenkmäler, Rheinland-Pfalz, Saarland, bearb. von Hans Caspary, Wolfgang Götz und Ekkard Klinge, überarbeitet und erweitert von Hans Caspary, Peter Karn und Martin Klewitz, 2. bearb. und erweit. Aufl., 1984.

HHSDV : L. Petry (Hrsg.), Handbuch der historischen Stätten Deutschlands — 5. Bd. (Rheinland-Pfalz und Saarland), 3. neubearb. Aufl., 1988 (Kronens Taschenausgabe, Bd. 275).

HRG I-II: A. Erler und E. Kaufmann, Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, Bd. I (1971), Bd. II (1978).

二 大司教バルドゥインと文書主義

トリール大司教バルドゥイン(生没年一二八五—一二三三五年、大司教在位一二三〇—一二三三五年)はパリ留学中の一二三〇七年二月七日、トリールTrierの司教座聖堂参事会Domkapitelによって大司教に選挙され、翌一二三〇八年精霊降臨祭の大祝日Pingstagに都市トリールに到着した。⁽¹⁾彼はグラーフ・ハインリッヒ四世・フォン・ルクセムブルク Graf Heinrich IV. von Luxemburg (一二三〇年から一三三年までドイツ国王。国王としてはハインリッヒ七世)の弟であり、大司教に就任する以前、一二九七年から一二三〇二年までと一二三〇四年から同〇八年までの両時期にパリ大学で自由学芸、神学、ローマ法、カノン法を勉強していた。⁽²⁾バルドゥインがルクセムブルク家の出身であったこと、外ならぬフランスで学識法たるローマ法とカノン法を学んでいたことは、トリール大司教領国におけるその後の政治的施策に対して少なからざる影響を及ぼすことになった。⁽³⁾

バルドゥインがトリールに到着した時、大司教領は前任大司教ディーター・フォン・ナッサウ Dieter von Nassau (在位一三〇〇—一三〇七年) とハーブスブルク Habsburg 家の国王アルブレヒト一世 Albrecht I. (在位一二九八—一三〇八年) の間の闘争によって混乱し、危機的狀況にあつた。これについて史料は次のように物語っている。すなわち、「さらに同大司教バルドゥインは、その大司教職就任の最初から極めて激烈な争乱に直面した。この争乱は故トリール大司教ディーターにより始められ、トリール教会・諸修道院・トリールの聖職者に不利益をもたらし、また長期に亘つて続いた故に例のごとく書をもたらずともすべての人々の憤激の的となつたものである。また同教会の諸権利も数え切れないほど多くの場合に不確定なものとなり、際限もなく多くの者によって余すところなく奪われてしまつていた。その上貴族・騎士その他の者のうち多くが、トリール教会のせいであつたと主張したところの損害の賠償を目的として、また他の者は、同教会を保護する代償としてかのディーターとその他の……前任者達とによつて文書に基づくのであれ基づかないのであれ自分達に対してなされたものであると主張したところの金銭的約束の履行を目的として、トリール教会のみならず同教会の都市〔トリール〕と司教区との住民と……臣民に対し略奪その他の方法で極めて甚大な攻撃を加えた。同教会の城塞、防備施設、収入も差し押さえられ、債務の故にその多くが質入されてつた Porro idem Baldewinus archiepiscopus in principio sue in archiepiscopum promotionis discordiam gravissimam invenit initiatam per quondam Dytherum archiepiscopum Trevirensem contra ecclesiam Trevirensem, Monasteria et clerum Trevirensem, que dudum duraverat exemplo dampnosa et omnibus scandalosa. Iura quoque ipsius ecclesie in infinitis in incerto vagabantur et per infinitos absorta totaliter extiterunt. Multi etiam nobilium militarium et aliorum pro dampnis, que occasione ecclesie Trevirensis se sustinuisse asserabant, alii vero pro pecuniariis promissionibus, quas pro defensione ipsius ecclesie per eundem Dytherum et alios suos……predecessores in scriptis et sine scriptis sibi

factas pretendeband, eandem ecclesiam et ecclesie necnon Civitatis et Dyocesis Trevirensis incolas et... subditos captivationibus et aliis durissime aggravabant. Castra etiam, munitiones et redditus dicte ecclesie tenebantur, pro debitis plurimum obligati.⁵⁾ 他方「大司教バルドウィン是不法を訴える同大司教に対して手渡され且つなされた満足のゆく抗弁放棄文言に基づいて、全力を挙げて、(トリール教会のみならずその都市トリールと司教区との住民と臣民を略奪した) 上記の者達との平和を達成し質物を請け戻した Cum quibus omnibus idem Baldewinus archiepiscopus pacem omnimode perfecit, obligata redemit, renuntiationibus sufficientibus conquerenti ipsi..archiepiscopo traditis atque factis.⁶⁾」こうしてバルドウィンの治世は先の大司教アイターが遺産として残していった大司教領の混乱を領域内の貴族達との和解の締結によつて鎮静化させつつ、アイターによつて没入されたトリール教会の財産を奪還することから始まった。この場合に、バルドウィンが早速ローマ法上の制度たる「抗弁放棄文言」renuntiatioをその手段として大々的に活用したことが注目される。⁷⁾

その後、治世当初のこの経験を踏まえて、トリール教会が持つ権利を明確化すると同時にその散逸を防止するために、その治世の中葉「同大司教は、大いなる配慮と自身の決意による用心に基づくおさおさ怠りない注意とをもって、自分とこれらの者(後継大司教達)の教会の失われた権利、特権のみならずイムニテット(免除権)の調査と同時に、同大司教によつて新たに獲得されたものの保護に着手し、また神の御加護に助けられつつ、最も深い底を進んでゆくことくに、あたかも絶望的な仕事を自ら企てて、現存の文書を一つに纏めた。(バルドウィンは)この書物から、すべての事柄に関して類似の内容を含む二つの書を作成させた。それらのうちの一つはトリール教会の書庫へ備置され、形の大きさがこれに似ているもう一つの書はトリールの宮殿の宝物庫へ備置されるという。さらに第三の書は小さなす法のものであり、大司教の日常的な旅のために作成されるという idem Baldewinus archiepiscopus ad requirenda perdita jura, privilegia necnon libertates ecclesie sue et ipsorum

neon per ipsum acquisitionum de novo conservationem ingenti sollicitudine et cura per vigili proprii animi vigilantia se convertit, et divino adiutus auxilio opus quasi desperatum veluti per medium fundum vadens personaliter aggressus presentem librum in unum collegit. Cuius libri tres per omnia consimilis continentie libros fecit conscribi, quorum unus in armarium ecclesie Trevisensis, alter in magnitudine forme sibi consimilis in Thesaurarium Trevisensis palatii reponitur. Tertius vero liber est parvi moduli et pro viatico archiepiscopali cottidie deducitur.⁽⁹⁾ しかもこれらの書物は、ハルドウインの治世において既に、トリール教会が保持する権利や特権の明確化と保全のために少なからざる効果を発揮した。このことについて、史料は「他方、その時々存在する同大司教閣下の継承者達と同トリール教会は、明白に証明されているこの書の有用性を詳しく述べる(10)ことができる多くの理由により、明らかに認識することができるとも云う。Utilitatem vero presentis operis, que se in promptu exhibet...successores ipsius domini Baldewini archiepiscopi pro tempore existentes ac ipsa ecclesia Trevisensis ex multis causis, quas longum et enarrare, perspicere poterunt manifeste.⁽¹¹⁾」と。トリール大司教とその教会のためにかくも大きな有用性を発揮した上述の三つの書とは、「大司教バルドゥイン証書集」Codex Balduneus, Balduneum, die Balduneen と呼ばれるものである。次に、この証書集が作成された背景や動機や目的をもっと詳しく見ておきたい。

まず、元来証書はフランク国家においてローマの伝統を継承して利用されていたが、その重要性は少なかった。⁽¹⁰⁾ 他方で、証書は教会や修道院のために頻繁に作成されるようになり、これを教会や修道院は保管し、または寄進帳 Traditionsbücher や 謄本帳 Kopialbücher に書き込んだ。⁽¹¹⁾ しかし、その後一二世紀後期以来証書による証明が裁判所で重要性を獲得すると同時に、一四世紀に入って一般にドイツのランデスヘルシャフトの国制の変化が行われたことに伴って、⁽¹²⁾ 証書の数が増大したのみならず、行政運営の文書主義 Schriftlichkeit が著しく高まってい

(14) った。トリール大司教領国におけるバルドゥイン証書集の作成はドイツのランデスヘルシャフトにおける文書主義のこの一般的な進展傾向の一環をなす出来事だったのである。寄進帳、贈本帳、土地台帳、財産目録等が作成されてきた古来の伝統の中であつて、このような証書集が中世後期の領国において作成されたこと自体が、証書集は上述のごとくランデスヘルシャフトの権利や権益を確保し保護するという新しい意義と目的を持つことを示すものに外ならない。(15)

次に、バルドゥイン証書集が作成されるに至つた一つの動機は、大司教ディーターの治世に鑑て、トリール教会の権利や財産を文書により明確化し、その散逸防止と保全を計ることにあつたことは既に述べた。(16) さらに、その動機としてその他幾つかの事情が考えられる。先ず、教会の財産や権利はあまたの授封、特権付与、売買に基づいていたために、教会は早くから文書の保管に意を用い、文書作成にも習熟していた。(17) バルドゥインは明らかにこの伝統の中に立っていたのである。次に、彼は有能な人材を好んで遠隔地から招聘して、自分の書記局に登用した。(18) R・ロッセ Rudolf Losse、K・ヴィンター Konrad Winter、エリアス Elias、D・ムーア Dimar Mule、W・フォン・ビュルゲル Wicker von Bürgel のとき聖職者がそれである。特に R・ロッセはフランスのモンペリエ Montpellier 大学で学識法を学んだだけではなく、当時教皇庁が所在する同じフランスのアイヴィニョン Avignon にも、バルドゥインの使節として一時滞在したこともあり、学識法の知識とフランス国王や教皇庁の行政・書記局に関する見聞に基づいてバルドゥイン証書集の作成に決定的な役割を果たしたとまで推定されている人物である。(19) 証書集の作成に果たした R・ロッセの役割は推定に留まるとしても、バルドゥインの書記局に集まつた行政幹部が重要な役割を果たしたことは否定しえない。

第三に、バルドゥインを通じて外部から刺激と影響が流れ込んだことが考慮されなければならない。すなわち、バルドゥインはその祖国たるグラーフシャフト・ルクセムブルク Grafschaft Luxemburg の優れた行政を予め

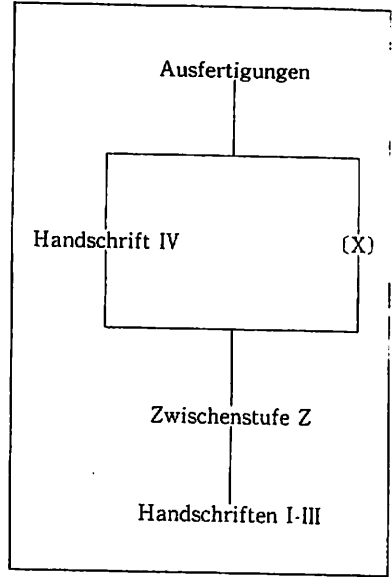
知っており、この影響を受けていた。⁽²⁰⁾ グラーフシャフト・ルクセムブルクでは一四世紀後半期に地方行政区(フ
レヴォ管区 Provesten)毎に収入の目録が作成され、グラーフに提出されるほど、行政は整備されていた。さらに、
バルドゥインは勉学のためにバリーに滞在している期間に、フランス国王の行政の實際を瞥見することができた。⁽²¹⁾
フランス国王は学識法曹を国王の代理人として裁判権を行使する罷免可能な地方行政官吏(バイイ Bailie)に任命
し、効果的な行政を行っていた。上述のようにバルドゥインのローマ法やカノン法に関する学識に加えて、グラー
フシャフト・ルクセムブルクとフランス国王の先進的な行政についての知識と見聞は、トリール大司教領国にお
けるバルドゥインの統治活動のために実り豊かな地盤を提供することになった。もしこれらの地盤がなかったと
したならば、バルドゥインは行政の分野で指導力を発揮することはおろか、上述した有能な行政幹部による建策
をも充分に生かし切ることができなかった筈である。⁽²²⁾ のみならず、皇帝や皇帝の書記局と教皇庁から与えられた
影響力をも考慮する必要がある。バルドゥインの兄ハインリッヒ七世は一三〇八年にドイツ王国に選挙され、同
一〇年から一三年まで皇帝戴冠のためのローマ遠征を行った。⁽²³⁾ 弟のバルドゥインはトリール大司教としてほぼそ
の全期間この遠征に従軍したが、その途次同一一年に自ら自筆で自分の支出に関する計算書 Rechnung を作成
した。⁽²⁴⁾ この場合に模範とされたのは、同じくイタリア滞在中に皇帝ハインリッヒとその妻マルガレーテ Mar-
garete のために作成された計算書であった。⁽²⁵⁾ 同じ頃に、皇帝の書記局は、教皇庁を模範にして、国王証書の概観
を得るために、国王証書を台帳に記入するという新機軸を打ち出した。⁽²⁶⁾ この改革がもたらす利益を早速察知した
バルドゥインは、一三一一一年九月から、自分ないし書記が作成した証書の写しを集めさせるとともに、これを同
一一年から一三年にかけての冬に紙の写本に記入させた。イタリアで始められたこの記入は、以後トリール領国
に帰還後も同一三年九月まで継続された。かくして、バルドゥイン証書集の作成に対して皇帝の書記局と教皇庁
の証書実務が影響を及ぼしたことが見て取れる。

次にバルドウィン証書集が作成された動機として、第四に、一三二〇年代に入りバルドウィンが帝国政治に否応なく専心するに至ったことに伴って大司教の書記局が作成する証書の数が著しく増大し、従来の証書の整理の仕方では、証書の内容の概観が見失われる恐れが生じてきたという事情がある。²⁷ 先ず同二〇年六月に選定侯会議 Kurfürstenkollegium におけるルクセムブルク党の中心人物たるマインツ Mainz 大司教ペーター・フォン・アスペルト Peter von Aspelt が死去した後を承けて、バルドウィンがこのルクセムブルク党の指導権を担うことになった。因みに、ペーター・フォン・アスペルトはグラーフ・フォン・ルクセムブルクのミニステリアールレン Ministerialen 家系の出身であった。²⁸ のみならず、バルドウィンはトリールの大司教職と並んで、同二八年から三七年までマインツ教会の管理者、同三一年から三七年までシュバイアー Speyer 教会の管理者、同三一年と、三五年から三七年までヴォルムス Worms 教会の管理者を勤めた。²⁹ この職務の増大と比例して生ずる証書の増大に対して、バルドウィンは新たな証書集を編むことにより対処しようと試みたのである。第五に、書庫の文書量が増大したことに伴って、書記局が一箇所（都市トリール）に固定化されたにもかかわらず、大司教は依然としてここに恒常的には滞在せず、頻繁に領内や帝国を巡回して歩いた。³⁰ この旅行の途次で行われる政治的商議の際に判断の基礎となる関係証書が遠隔の書記局に保管され、ここで初めて参照するのはいかにも不都合であった。極めて重要な証書と特権付与状だけでも即座に参照するための補助手段を早急に作り出すことが、大司教にとって是非とも必要であった。以上縷説した諸事情がバルドウィン証書集が編まれるに至った動機である。次に、この証書集の構成とその作成の具体的な経過に簡単に言及しておきたい。

先ず、バルドウィン証書集は Balduineum I, Balduineum II, Balduineum III, Balduineum IV (以下各々 I, II, III, IV と略記) の四部から構成される。³¹ また各部には同じ内容の「序言」Prooemium が置かれており、特に I には上述した皇帝ハインリッヒ七世のローマ遠征を描いた有名な絵入り年代記 Bilderchronik が含まれて

いる。本節の冒頭に挙げた引用文はすべてこの序言からのものである。I、II、III、IVは各々一二二二、一二三三、一三〇五、一二三九の証書を含んでいるが、この構成からI、II、IIIの三つの部が含む内容は広範に一致することが判明する。そして、このI、II、IIIの内容の一致はバルドウィンが「すべての事柄に関して類似の内容を含む三つの書を作成させた」という既に引用した「序言」の記述と符合する。言い換えれば、I、II、IIIが「序言」に言う「三つの書」であったことになる。次に、「三つの書」を作成する前段階としてバルドウィンは先ず「現存の文書を一つに纏めた」という「序言」の記述については既に述べた通りである。この一つに纏められた書とは、残りのIVであったことになる。したがって、作成の順番として先ずIVが纏められ、次いでI、II、IIIがほぼ同時に纏められたことになる。J・メツチュJ・Metschもまた、作成の順番に関して、別の論拠に基づいてこの見解を採っている。³³⁾ いずれにしても、証書集作成の経過としては、先ず素材となる証書や特権付与状が急いで収集されて迅速にIVに書き込まれ、次いでこのIVに集録された証書が取捨選択されて、I、II、IIIに書き込まれ、かくして四部から成る証書集が完成されたと考えられる。IVに収録された証書の数のずば抜けた多さ、IVに記された文字の乱雑さ、IVの証書集としての外見的な体裁に余り考慮が払われていないこと、及び上述のごとくI、II、IIIと異なりIVは差当たり備置の場所を予定されていないこともその傍証となる。³⁴⁾ なお、IVを基礎とするI、II、IIIは、正確にはIII、II、Iの順番で成立した。³⁵⁾ それは、IIIが大司教自らが旅行の際に携行する証書集として真っ先に作成されなければならなかったためである。また実際に大司教はIIIが未完成であるにもかかわらず、これを携行し利用したのである。IIは、上述の「序言」に言うように、「トリーールの宮殿の宝物庫」³⁶⁾、つまり司教座聖堂参事会の宝物庫に、Iは「トリーール教会の書庫」、つまり大司教の書庫に備置されるべきものとして編まれた。バルドウィン証書集の作成年代は証書集自体には記されていないが、一三三〇年代の前半期に素材となる証書が収集され始まり、バルドウィンの死亡(同五四年一月二一日)直後にI、II、IIIが各々完成をみたと推定されている。³⁷⁾

- (1) R. Lauffer, Die Ausbildung des Territorialstaates der Kurfürsten von Trier, in: H. Patze (Hrsg.), Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert, Bd. II, S. 134; J. Mötsch, Die Balduineen, S. 1.
- (2) E. E. Stengel, Balduin von Luxemburg. Ein grenzdeutscher Staatsmann des 14. Jahrhunderts, in: Ders., Abhandlungen und Untersuchungen zur mittelalterlichen Geschichte, 1960, S. 211 und ebenda Anm. 115; J. Mötsch, Die Schriftgutverwaltung, in: F.-J. Heyen (Hrsg.), Balduin von Luxemburg. Erzbischof von Trier-Kurfürst des Reiches 1285-1354 (Festschrift Balduin von Luxemburg), 1985, S. 251; Lexikon des Mittelalters, Bd. 1, Sp. 1372.
- (3) J. Mötsch, a. a. O.
- (4) J. Mötsch, a. a. O., S. 252; Ders., Die Balduineen, S. 1; R. Lauffer, a. a. O.
- (5) Das Prooemium der Handschriften [=Codex Balduineus] I-III, in: J. Mötsch, Die Balduineen, S. 75-80, hier S. 77-78.
- (6) J. Mötsch, a. a. O., S. 78.
- (7) 埃申萊赫文書 D. 2, 17, 4fr. 4; K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte 2 (1250-1650), 4. Aufl., 1981, S. 44f. 45 繪圖。
- (8) J. Mötsch, a. a. O., S. 79.
- (9) J. Mötsch, a. a. O., S. 80.
- (10) H. Mitteis=H. Lieberich, Deutsche Rechtsgeschichte, 11. Aufl., S. 45, 49, 68 (『中世史』 100' 110' 140 32), 19. Aufl., S. 65, 72, 96.
- (11) K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte 1, S. 106ff.; H. Mitteis=H. Lieberich, 11. Aufl., S. 68 (『中世史』 140 32), 19. Aufl., S. 96; D. Willoweit, Die Entwicklung und Verwaltung der spätmittelalterlichen Landesherrschaft, S. 136.
- (12) H. Mitteis=H. Lieberich, Deutsche Rechtsgeschichte, 19. Aufl., S. 260; H. Patze, Neue Typen des Geschäftsschriftgutes im 14. Jahrhundert, in: Ders. (Hrsg.), Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert, Bd. 1, S. 21; K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte 2, S. 22.
- (13) H. Patze, a. a. O., S. 9ff.
- (14) K. Kroeschell, a. a. O., S. 173ff.; G. Theuerkauf, Zur Typologie spätmittelalterlicher Territorialverwaltung in Deutschland, in: Annali della fondazione Italiana per la storia amministrativa, 1965, 2, S. 58; H. Patze, a. a. O., S. 9ff., 12ff.; D. Willoweit, a. a. O., S. 136.



三 第一次シュミットブルガー・フェーデ

(一) はじめに

(大) 司教が行使する支配権力は、この中に生きている教会共同体の伝統とこの教会の名義聖人が持つ超時代的な地位⁽¹⁾によって、家門の連続性が持続と発展を保障する俗人侯家の支配権力に劣らず、固有の権力意志の担い手である。トリール大司教バルドウィン⁽²⁾は、ラント平和 Landfriede の回復、効果的な財政政策、文書主義の興隆、書記局の改革、有能な人材の登用、地方行政組織たるアトム制の整備、活発なレーエン政策や城塞政策を手段として、トリール大司教領国の基礎を築いた創建者である⁽³⁾。彼は大司教領の領国 Territorium としての構築を基

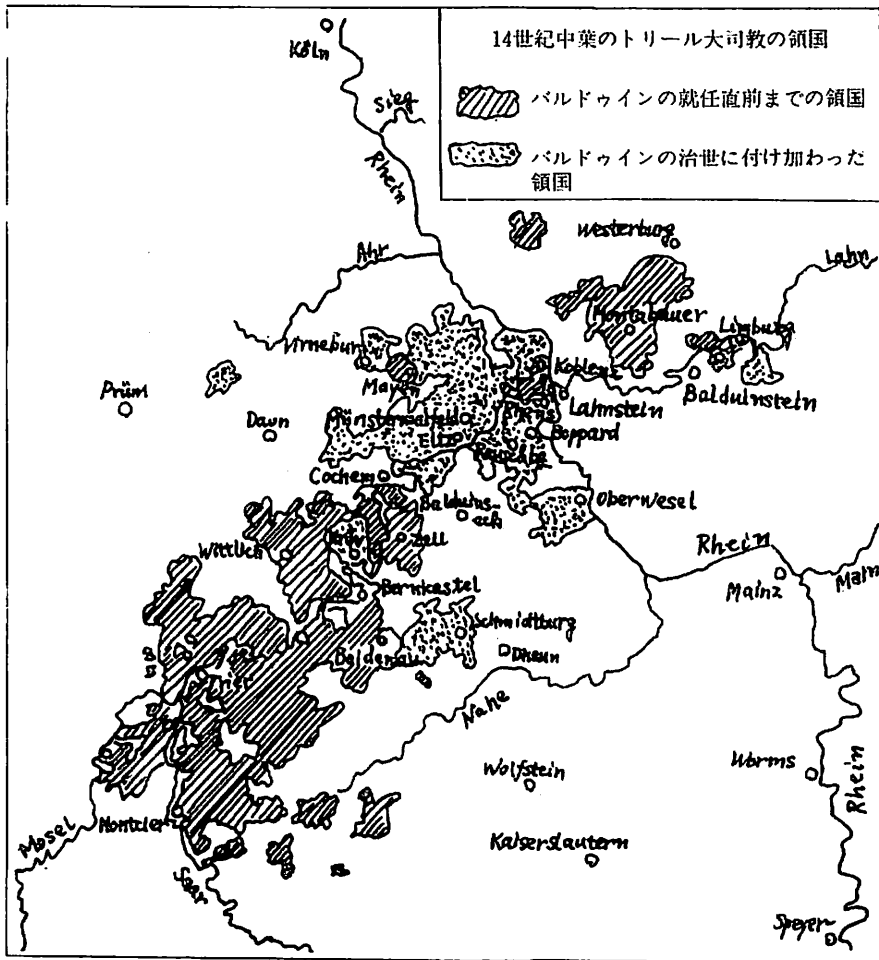
本的に完成しつつ、領国に最後の大きな躍進をもたらし、彼以後の大司教達は彼が創り出した領国に新たな重要な要素を最早付け加えることができず、この領国が以後フランス革命後の教会領国の選俗 *Säkularisation* の時までほぼ維持されていった。⁽⁴⁾

バルドゥインはその治世中、同時に、大司教領国を著しく拡大することに成功した。⁽⁵⁾ 彼が大司教に就任した当初、大司教領国は未だ完結的且つ統一的ではなかったが、既にグルントヘルシャフトの散在所有という初期の段階を遙か以前に脱却し、多少とも領域的な姿を示していた。⁽⁶⁾ 当時、領国の主要な部分はザール川 *Saar* とモーゼル河 *Mosel* 中流の間に位置する——都市トリールとその周辺域を含む——地域と、ここから下って、ベルンカステル *Berncastel* に至るまでのモーゼル河中流の兩岸地域であった。他方で、このモーゼル河中流の北岸地域に位置するヴィットリッヒ *Wittlich* よりもさらに下流の地帯に、大司教の相互に孤立した支配圏域として、ツェル *Zell*、マイエン *Mayen*、モーゼル河とライン河 *Rhein* の合流地にコーブレンツ *Koblenz*、ライン河を越えた右岸地域のラーン川 *Lahn* には特にモンタバウアー *Montabauer* 城塞を中心とする支配領域が存在した。この分断された領国地図に直面したバルドゥインは、大司教就任直後から、粘り強い活動を通じて、モーゼル河下流域で失われている支配領域の連結環を埋め、トリールからコーブレンツに至るまでのモーゼル軸線の兩岸の全体に支配権を扶植することに努めていった。⁽⁷⁾ かくして、モーゼル河の中流域と下流域において、バルドゥインは帝国フォークタイ *Reichsvogtei* たる帝国領クレーフ *Kröver Reich* で地歩を固め、とりわけコッヘム *Cöchem*、ミュンスターマイフェルト *Münstermaifeld*、コーベルン *Kobern* を獲得するとともに、マイエンとコーブレンツの周辺地域で自己の地位を強化した。この成果により、トリールからコーブレンツに至るモーゼル軸線をバルドゥインは確固と掌握することになったのである。また同時に、この成果は、同じく司教区の一部たるライン河右岸のヴェスターヴァルト *Westerwald* 領域においてもトリール大司教の権力を構築するための前提となり、実際にバル

ドゥインは一三四四年ライン川流域に位置するヘルシャフト・リムブルク Herrschaft Limburg の共同封主権 Kondominat を獲得することにより、この構築に成功している。他方で、この成功は、トリール大司教が中部ライン河流域において自らマインツ大司教やライン宮中伯 Pfalzgraf bei Rhein と並ぶ同等の権力保持者となりうるための前提でもあった。バルドゥインはこの前提を基礎として、既に帝国質 Reichspfandschaft として獲得していたライン河流域の帝国都市ポツパルト Boppard とオーバーバーゼル Oberwesel を、政治的に重要であるとともに経済的にも多くの収益をもたらす都市及び地方行政区たるアムトの域にまで発展させることができた。上述したバルドゥインによるマインツ教会の管理者職の兼任はこのような東部政策の一環だったのである。

バルドゥインは東部の遠隔地への進出に加えて、さらに側面を固めることにも怠りなかった。彼は教皇庁の抵抗に遭って失敗したとはいえ、モーゼル河中流域の北岸の奥地ではプリュム修道院 Abtei Prüm を併合しようと企てたし、領国南部の独立的な貴族とその城塞が大量に分布するフンスリュック Hunsrück 地域では完結的な支配領域を獲得するためにシュミットブルク城塞とこれに付属する支配権の獲得を試み、激烈なフェーデを通じてこれに成功した。⁽⁸⁾ こうして獲得されたシュミットブルク城塞は、以後領国南部における大司教の権力拡大のための出撃陣地となった。実際に、この領国南部地域において、バルドゥインはその後直ちにライン宮中伯の質たるカイザースラウテルン Kaiserslautern とヴォルフシュタイン Wolfstein の両城塞を甥のヘーメン王ヨージョハン König Johann von Böhmen から譲り受け、⁽⁹⁾ アムト所在地にしている。⁽¹⁰⁾ 上述した上部ライン地域のシュパイアー教会とヴォルムス教会の管理者職をバルドゥインが兼任したこともまた、この南部政策の一部をなすものであった。

(二) 前史



E. E. Stengel, Balduin von Luxemburg, S. 182の地図を参考にして作成

先ず、シュミットブルク城塞とこれを所有した貴族家系の沿革について述べてみたい。シュミットブルク城塞はモーゼル河と並行して流れるナーエ川 Nahr の支流ハーネンバッハ川 Hahnenbach (キェルバッハ川 Kyrbach と呼ばれることもある)⁽¹¹⁾ の峡谷の突出部に位置し、その近くには村落シュネッペンバッハ Schneppenbach がある。この城塞の史料初出は一〇七五年であり、その後継的に史料に現れる。トリール大司教ウード Udo (在位一〇六六—同七八年) が Hugo von Hachenfels による聖シメオン der heilige Simeon への財産贈与を認証した証書の証人欄に Embricho comes de Smideburch なる人物が記されている⁽¹²⁾。しかし、この証人欄は、オリジナルな証書の本文と証人欄に新たに付け加えられたものであるだけでなく、この証書が収録されている所謂「中部ライン証書集 MRJB」の編集者が述べるところによれば、「写しの中で、※を付して極めて淡いインクで新しい筆跡」で書かれている⁽¹³⁾。I・ボトシュはこの証書自体が「後世の偽書である疑いがある」と述べている⁽¹⁴⁾。J・メツチュはそもそもこの証書の存在を完全に無視している⁽¹⁵⁾。以上の事柄に基づいて、我々はこの証書の証人欄に記された Embricho comes de Smideburch という記述を簡単に真実のものと考えすることはできない。次にシュミットブルク城塞が現れるのは、大司教エギベルト Egbert (在位一〇七九—一〇一年) がエーレン修道院 Kloster Oeren に村落ブラッテン Dorf Platten を譲渡した一〇八四年の証書においてである。この証書の証人欄に Burchard de smideburch なる人物が現れ、Burchard は明らかにシュミットブルク城塞を姓として名乗っている⁽¹⁶⁾。それ故に、この城塞は一〇八四年には存在し且つその直前に建設されたと考えられる。

その後一〇七年マインツ大司教ルタルト Ruthard の一証書の証人欄に、comes Enicho de Smydeburg et filius eius Enicho (ブラーフ Enicho とその息子 Enicho) なる記述が現れる⁽¹⁷⁾。また、同じ一〇七年トリール大司教ブルーノ Bruno (在位一〇二一—同二四年) が貴族の寡婦によるシュプリンギールスバッハ修道院 Kloster Springersbach の建立を認証した証書の証人欄に、Emecho de smideburch なる人物が現れる⁽¹⁸⁾。一〇七七年の

れら二つの証書に現れる comes Emicho de Smydeburg (Graf Enech von Schmidthurg) と Emicho de
 smitheburg (Emich von Schmidthurg) は明らかに同一人物である。comes (= Graf) とは、皇帝ハインリッヒ
 五世 Heinrich V. の一四三三年の証書に in pago Nachgowe in comitatu Emichonis (Emich のグラーフンシャ
 ントたるベークス Nahegau) と記されていることから明らかである。ナヘガウのグラーフ Nahegaugraf を
 意味する。⁽²¹⁾したがって、Emich の家系はグラーフシャント Nahegau のグラーフであったこととなる。やがて、一
 一〇三年の一証書の証人欄に Emicho comes silvester (森林グラーフ Wildgraf Emich) など記述が現れる。⁽²²⁾
 この Emich が上述の一〇七十年の証書に登場する comes Emicho de Smydeburg et filius eius Emich の共に同
 名の Emich 父子のいずれであるか断定する事は不可能であるが、いずれにしてもこの Emich の Nahegaugraf
 の家系は一〇三三年以後 Wildgraf の称号を帯びて登場したのである。その後一二世紀中葉に、この家系に連なる
 Conradus comes sylvester [Wildgraf Konrad [II.]] は、一二五八年、その息子の一入 Emicho oder Emcho
 (Emich) と Schmidthurg [Schmidthurg] を遺言書に基づいて相続させた。⁽²³⁾したがって、一〇八四年の直前に
 建設されたシュミットブルクは以後、一〇七十年の証書に現れる Nahegaugraf Emich von Schmidthurg に連な
 る Wildgraf 家系に連続的に継承されていたが、このことはこの城塞の建設者が一〇八四年の証書に現れる
 Burchard ではなく、この Nahegaugraf Emich であることを物語している。J. メンチュエー・ホトシュもまた
 この城塞の建設者は一〇八四年の証書に見える Burchard ではなく、一〇七十年の二つの証書に現れる Emich
 であると考えている。⁽²⁴⁾なお、Burchard von Schmidthurg が Nahegaugraf の家系に連なる人物であることは疑
 ないが、建設者 Emich と具体的ないかなる系譜関係に立つのかを史料上明らかにすることは不可能である。
 シュミットブルクの建設年代については、外に九二六年とする W. ファブリキウス W. Fabricius の学説がある。
 この年の二つの証書に「貴族 Nordpold と Franko (は) をよに反対に、恵み深きマクミンク (修道院) の財産の

中からKirzと呼ばれる川の岸の上に位置し防備施設を建設するのに好適なある山と峡谷とを、その山の周囲にあるHahnenstossとハモルゲン(の土地)と共に受け取った。Acceperunt autem econtra de rebus almi Maximini montem et rupem quandam munitioni faciente aptam super ripam fluminis sitam quod dicitur Kira cum mansis quinque et iugeribus octo in circuitu eius montis iacentibus] ⁽²³⁾「⁽²³⁾「⁽²³⁾「⁽²³⁾」⁽²³⁾ Franko NordpoldとHumbertとよりKirと呼ばれる川の上にて建設されたある城塞はよび Inuento igitur quodam castro a Francone uidelicet et Nordpoldo. Humbertoque super ripam fluminis qui dicitur Cyra」といふ記述⁽²⁴⁾が現れる。W・ファブリキウスはこれらの記述に現れる「防備施設」ないし「ある城塞」をシュミットブルクであると主張した。⁽²⁵⁾しかしこれらの記述から判明するのはFrankoとNordpoldが防備施設を建設するための用地としてKyrbach川なごHahnenbach川の上の聳える山を聖マクシミン修道院から受領し、さらにこの二名にHumbertを加えた三名の貴族がある城を建設したと「うごと」だけであり、この城がシュミットブルクであるとはこの証書のどこにも明記されていない。のみならず、Kyrbach川なごHahnenbach川の流域にある城塞という記述のみをもってしてはシュミットブルクと同定することは不可能であるし、九二六年の二つの証書に言う三名の貴族とNahhegaugraf Emichの関係も全く不明である。したがって、シュミットブルクの九二六年建設という見解には無理があり、上述のうごとへNahhegaugrafが所有したシュミットブルクはこの家系によって一〇八四年の直前に建設されたと解釈するのがより自然である。ただし、九二六年の証書に記された城塞がシュミットブルクに先行してこれと同じ場所に建設された城塞か、Kyrbach川なごHahnenbach川を挟んだシュミットブルクの対岸に位置するAlteburg城塞⁽²⁶⁾か、Kyrbach川なごHahnenbach川とNahhe川の合流地にあるKyrburg城塞⁽²⁷⁾かの三つの可能性が存在する⁽²⁸⁾とは疑いなく。なお、九二六年の証書に現れるこの城塞は、上述のうごとへ、その城山の周囲 circuitusにHahnenstossとハモルゲンの付属地を具えていたことが注目される。それは、

城塞が建設の当初から、城主とその家族や警護に当る兵士が生活するのに必要な食料や飲料水、燃料用の木材を供給する土地を周辺の付属地として具えていたことを示す好個の例であるからである。⁽²⁹⁾

さて、シュミットブルク城塞は一〇八四年の直前に、言い換えれば司教叙任権闘争 Investiturstreit (一〇七五—一二二二年) の動乱期に建設されたことになる。一般に、ヨーロッパでは九世紀末にノルマン人とハンガリア人による侵入と却略に備えて城塞建設が開始され、次いで一二・三世紀にその絶頂に達する。⁽³⁰⁾ 九二六年の証書に現れる上述の「ある城塞は」、外ならぬ「却略するハンガリア人に depopulantibus Agarenis」対抗して建設されたものである。⁽³¹⁾ ドイツでは、本来国王が築城権を保持したにもかかわらず、一一世紀中葉以後一三世紀に入ってもなお長い間、大公 Herzog、グラーフ、有力なフライヘル Freiherr のとき高級貴族が独力で築城を行い、一三世紀中葉にはミニステリアーレン Ministerialen と弱小なフライヘル という下級貴族が大量に築城活動を開始した。⁽³²⁾ 特に司教叙任権闘争の動乱期はドイツの社会・権力構造の再編成への衝撃を与えた時期であり、諸侯が国王の築城高権を無視して軍事的必要から城塞を建設し、城塞名に因んで名を名乗り、これを新たな政治権力形成の核としたことは、その一つの象徴である。⁽³³⁾ 叙任権闘争を終結させたヴォルムスの協約 Wormser Konkordat (一二二二年) によって帝国教会体制 Reichskirchensystem が崩壊し、帝国司教は以後俗人諸侯と共同戦線を形成しつつランデスヘルシャフトの構築に向かっていた。⁽³⁴⁾ 国王の国制から諸侯制的国制への以降を予告するこのヴォルムスの協約が規律の対象とした叙任権闘争の時代は、換言すれば、諸侯の築城に対する国王の統制が決定的に及ばなくなった時代であった。かくして、叙任権闘争終結前後の「一二世紀初期に、トリール領域は城塞で満ち溢れた」と言われる程に多数の城塞が簇生することになった。⁽³⁵⁾ 因みに、『中部ライン史料集』の編纂者達 (H. Beyer, L. Eltester, A. Goertz) は「トリール領域では一二〇〇年までに約一六〇の城塞が存在し、その内四〇は一一世紀に、一〇〇は一二世紀に成立したと述べている。⁽³⁶⁾ このことは、叙任権闘争期を含む一一・一二世紀に城塞の数

が二〇から一六〇へと飛躍的に増大したことを物語っている。

そして、Nahegaugraf Emich による城塞シュミットブルクの建設は、右に述べたとき大きな歴史的潮流に属する出来事だったのである。元来この Emich の家系は Nahegaugraf たるザリアー家 die Salier、ロートリンゲン大公コンラート Herzog Konrad von Lothringen、ケルンテン大公オットー Herzog Otto von Kärnten からのグラーフシャフトをレーエンとして保有する下級グラーフ Untergraf の家系であった。³⁷⁾ この実際には、下級グラーフたる Nahegaugraf 家の Emich が、上述のごとく、一一世紀末に自ら建設したシュミットブルクを姓として名乗ったのみならず、これに呼応するかのごとくに一一〇三年に Wildgraf の称号を名乗った事實は、城塞が貴族権力の象徴であるとともに下級グラーフからグラーフへの実質的な身分的上昇を保障する要素としての機能をも果たしたことを示すものに外ならない。さらに、この機能は、同時に Nahegaugraf 家が持つ諸侯 Fürst としての自律性をも増大させた筈である。もしそうだとするならば、シュミットブルクが建設された一一世紀末期は Nahegaugraf の相対的に独立的な諸侯権力としての抬頭が開始した時期であったことになる。K. F. ウェルナー K. F. Werner によれば、従来のドイツの歴史研究において、通例一二・一三世紀が諸侯権力の抬頭期であると見做されてきたために、一一世紀は叙任権闘争の動乱期を含むにもかかわらず諸侯権力の抬頭期としては必ずしも意識されなかった。³⁸⁾ 独立的な諸侯権力によって建設された城塞の国制史的意義を考慮する研究にとって、ヴェルナーのこの指摘は極めて重要であると思われる。

次に、シュミットブルク城塞の建設者たる Nahegaugraf Emich には上述した同名の Emich (一一三九年死亡) と Gerlach (一一四六年死亡) の二名の息子があり、Emich は Wildgraf の家系を継承し、Gerlach は Graf von Veldenz 家系を創設した。³⁹⁾ なお von Veldenz はこの家系が所有する城塞 Veldenz に因んだ姓である。Emich と Gerlach の兄弟はマインツ大司教アーデルベルト Adelbert の一一二八年の一証書の証人欄に Emicho de Kir-

berch frater eius Gerlach (Emich von Kyrburg とその兄弟 Gerlach) と記されているが、この兄弟は Wildgraf 家が 1118 年まで Kyrburg 城塞をも獲得して来たことを示している。⁽⁸⁷⁾ この Emich は Konrad I. の Emich の二人の息子があり、兄の Konrad I. は Wildgraf 家系を継承し、弟の Emich は Raugraf, comes hirsutus (未開地のベラーフ) 家の祖となった。⁽⁸⁸⁾ Konrad I. はヴォルムスの司教座聖堂参事会の一五八年の証書の証人として Cunradus comes de Cherberch [Graf Konrad von Kyrburg] と記されているが、これは Konrad I. が ノットミンゲンルクとキェルブルクの二つの城塞を継承して来たことを示す。⁽⁸⁹⁾ その後 Wildgraf 家は Konrad I. の息子 Gerhard' Gerhard の息子 Konrad II. (1194 年生れ) へと継承された。⁽⁹⁰⁾ Konrad II. の息子の時代になつて Wildgraf の家系は Emich von Schmitzburg の Schmitzburg/Kyrburg 家系と Gottfried の Dhaun/Grumbach 家系に分れた。Konrad II. は 1158 年に作成した遺言書の中で次のように述べているからである。⁽⁹¹⁾ ここで「私 Wildgraf Konrad [II.] は健康な肉体を持ち自分の精神を十分に制御している者であるが、私の貴族たるブルクマン卿 castrenses の助言と同意に基づき、私の死後私の息子 Emich と Gottfried が私の諸城塞の所有を取得するのを前形形式に従つて堅く定めた。この取得は、私の息子 Emich が相続権に基づいて二つの城塞、すなわち Kyrburg と Schmitzburg を所有し、Gottfried は同じ相続権に基づいて残り二つの城塞、すなわち Dhaun と Grumbach を所有するものとす。我々 ego Conradus comes sylvester, sanus corpore et bene compos mentis mee, de consilio et assensu nobilium meorum castrensium, filios meos Emichonem et Godefridum de castrorum meorum possessione post optum meum, sub hac forma decrevi firmiter expedire. Ita, quod filius meus Emicho possideat hereditarie duo castra videlicet Kirberch et Schmitzburch, et Godefridus eodem hereditario iure possideat alia duo castra videlicet Dunam et Grumbach.」⁽⁹²⁾ この遺言書から、Wildgraf 家は Konrad II. の時代まで二つの城塞に加えて、さらにダンマン

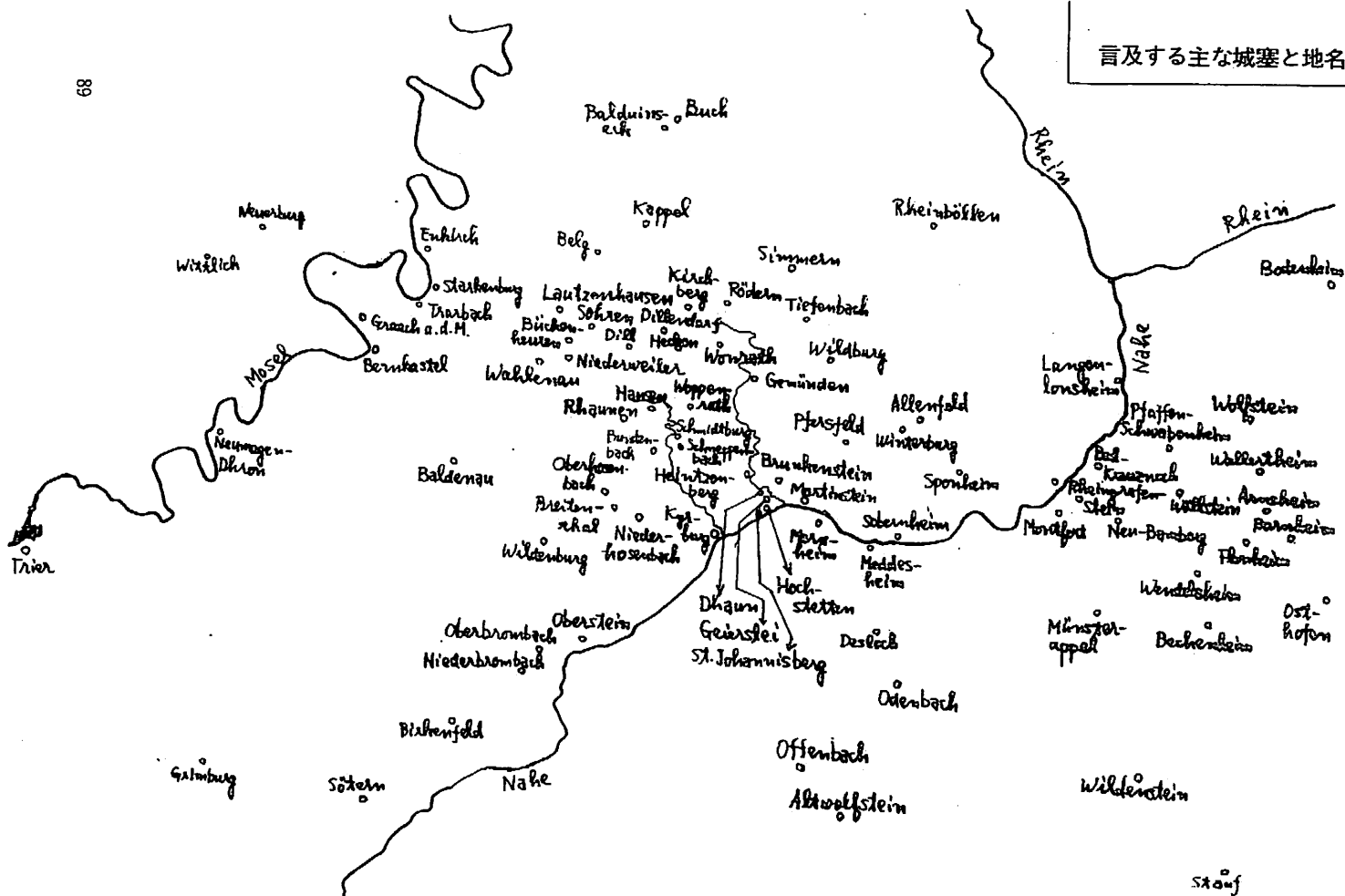
グルムバッハの二つの城塞をも取得していたことが明らかになる。Konrad II. の一二二二年の証書に、"ego Conradus comes de Duren qui dico silvester comes" (Wildgraf と呼ばれる Graf Konrad von Dhaun) という記述が現れる故に、城塞マウンは遅くともこの年までに Wildgraf の所有に帰していたことが明らかである。⁽⁴⁵⁾ また Wildgraf がもう一つの城塞グルムバッハを取得した時点は明らかでないが、皇帝フリードリッヒ一世 Friedrich I. (在位一二五四—同九〇年) の一二五八年トリール大司教ヒリン Hillin (在位同五二—六九年) に与えた特権付与状の証人欄に Marguardus de grombach が、同皇帝の一二六三年と同六六年の二つの証書の証人欄にも Marguardus de Grumbach が現れる故に、この城塞は一二世紀中葉までにはいずれかの貴族によって建設され存在していたことになる。⁽⁴⁶⁾

しかし、他方では、一二五八年の遺言書に基づく相続分割に対して Schmidburg/Kyrburg 家系と Dhaun/Grumbach 家系の双方が不満を抱いたために、不和と憎悪が生じ、同八三年に Wildgraf 家の城塞以外の所領について再度の分割が行われる形で、和解が試みられた。⁽⁴⁷⁾ それにもかかわらず、この和解で争いが完全に鎮静化したとは言えないように思われる。何故ならば、一四世紀に入り、Gottfried の孫に当る Johann von Dhaun/Grumbach が、Emich を継承する Schmidburg/Kyrburg 家系に対する相続権を提起しているためである(後述)。⁽⁴⁸⁾ かくして、一二五八年 Konrad II. による遺言書の作成とこれに基づく相続分割は、シュミットブルガー・フェーデーの序幕となる重要な出来事だったのである。

Emich von Schmidburg/Kyrburg が一二八四年頃に死亡した際に、⁽⁴⁹⁾ 長男の Konrad III. はシュミットブルク城塞を、次男の Gottfried Royp [Raub] は Kyrburg 城塞を相続した。Emich はこの二人の息子以外に、Emich (フライジング Freising の司教)、Hugo (アルタク修道院長 Propst Ardak)、Gerhard (フライジングの司教座聖堂主席司祭 Propst von Freising) という聖職者身分に入った息子が三名いた。このことは、分割相続による家

産の分割を避けようとする貴族家の努力の表れである。⁽⁵²⁾ともかく、一二八四年頃の段階で Wildgraf 家系は Dhaun/Grumbach、Konrad III. の Schmidtburg、Gottfried の Kyrburg の三家系に分岐したものと見て、一二八四年頃の Konrad III. と Gottfried による分割相続が契機となつて、今度は Schmidtburg 家系と Kyrburg 家系の間に対立が生れ、Wildgraf 家は再び内紛に見舞われた。この争いを暫定的にせよ収束させるために、同八七年 Konrad III. は、シュミットブルクを弟の中立的なフライジング司教 Enich に一生間を限つて譲与した。⁽⁵¹⁾その際、同時に、Konrad III. は自分が死亡した場合に、シュミットブルクの完全な処分権をフライジング司教に認めたのみならず、この司教がシュミットブルクをもつ一人の兄弟の Gottfried von Kyrburg に授封してもよむことを認めた。⁽⁵²⁾この後半の約束は後に Gottfried の息子 Friedrich von Kyrburg と Konrad III. の息子 Heinrich von Schmidtburg の間の対立の火種になつたものと推測される。Schmidtburg 家系と Kyrburg 家系の間の対立は、Wildgraf Konrad II. を共通の祖父とする Dhaun/Grumbach 家系と Konrad と Kyrburg 家系との対立との間の対立がさらに加わつた。⁽⁵³⁾この対立は、一二九一年、三名の貴族たる仲裁裁判官の仲裁により一応収束させられたが、ここに、Wildgraf 家のシュミットブルク城塞に拠る家系、キュルブルク城塞に拠る家系、及びゲウン城塞とグルムバツハ城塞とに拠る家系の三家系が相互に争つ絶望的な紛争状況が現れるに至つたのである。一三〇七年にトリール大司教に就任したバルドゥインは、前世紀以来相続分割に起因する Wildgraf 家の陰に陽に燻つていた内紛に介入し、フェーデを通じて結局 Wildgraf 家を打倒し、城塞シュミットブルクをほぼ完全に掌中に収めることに成功した。そこで、次に、先ず、第一次シュミットブルガー・フェーデの経過を、大司教がこのフェーデのために行つた様々な施策をも織り込みつつ追つてゆきたい。

言及する主な城塞と地名



Emich von Schmidburg/Kyrburg が死亡した後、城塞シュミットブルクを相続した長男の Konrad III と城塞キェルブルクを相続した弟の Gottfried Royp [Raub] の間に生じた対立を収束させるために、もう一人の兄弟たるフライジング司教 Emich が Konrad III の一生間を限って、この者の死後は完全に処分権を付与されつつ、シュミットブルクの譲与を受けたことは上述した。フライジング司教 Emich は Konrad III の死亡後、シュミットブルクを Konrad III の息子 Heinrich に返還した。なぜならば、Heinrich は一二三三年一月一四 [des mandages nach dem Brittsidage] の証書の中で次のように述べているためである。「私 Wildgraf Heinrich von Schmidburg はこの証書を見または読み聞くすべての者に以下のことを知らしめる。すなわち、私のトリール大司教が私に与えてくれた数々の有益な大いなる好意のために、証書が作成された……この日から、また私の高貴な身分の生れの君主たるトリール大司教バルドゥウィン閣下が生きておられる限り、私は自身と自分の相続人について、この証書をもって、同大司教とその配下の者を……Raugrafen たる貴族 Georg とその弟 Konrad 及び私の [シュミットブルク] のブルクマン達を除くすべての貴族に対抗して……私のシュミットブルク城塞 (hus) に既に受け入れ且つ受け入れると Ich Heinrich wildegrene von Smideburg dun kunt allen den genen die diesen brief sient ode horent lesen dat vnbe die sundliche groise vrundschaft die mir min here von Triere gedain hait ich von diesem dage……als der brief ist gegeben vnd als lange als min here der hogeboren vorste Baldewin erzbischof zu Triere leuet ich vor mich und minen eruen enthalten hain vnd enthalten mit diesem briue den seluen erzebischof vnd die sine ………of min hus zu Smideburg wider einen ekeichen her……ane wider die Rugreuen heren Georgn vnd Conrade sinen bruder vnd mine burghannenn⁽³¹⁾。この文言は Heinrich が Raugraf 家系の Georg と Konrad 及びシュミットブルクのブルクマン (城塞守備兵) を除外するすべての貴族に対抗して、大司教バルドゥウィンに開城権を付与しこの城塞の利用を認めたことを意味する。この証書

に基づく契約は、領国南部に新たな地歩を固めるための根拠地を獲得しようとして企てる大司教と、その祖父 Emich von Schmidburg/Kyrburg の時代以来続いている Wildgraf 家系の内紛に勝利するために有力な後援を求めようと試みる Heinrich との利害の合致から生まれたものと推測される。Heinrich がこの意図を持っていたことは、その支族たる Kyrburg 家系と Dhaun/Grumbach 家系が大司教の対抗相手の例外として言及されていないことと、Heinrich がその時より九年前の一三二四年に既に一〇名の武装兵と共に大司教とその甥のベーメン王ヨハンに勤務するという内容の契約を大司教と締結していた事実から判明する。⁵⁵ いずれにしても、大司教がシュミットブルクの開城権を獲得したことは、南部における領国拡大のための一つの橋頭堡を築いたことを意味するものである。

Heinrich は大司教への接近政策を一層押し進め、開城契約から約一年後の一三二四年一月三日 [vi aller heyligen auent]「大司教とシュミットブルクのレーエン寄進契約を締結した。つまり、「私 Wildgraf Heinrich von Schmidburg はこの証書を見または読み聞くすべての者に以下のことを知らしめる。すなわち、私の尊貴なるトリール大司教バルドゥイン閣下が真正なプフェニツと貨幣で私に支払いまた私の利益になった四〇〇 Pfund Heller の財と贈り物のために、また同大司教が長い間私にその恩寵をもって賜った大きな援助と支援のために、私はこの証書が作成される前に、私の城塞シュミットブルクをブルクフリーデ (Burgriede) の中に存在するすべての財産と共に、またすべてのブルクマンと共に、及びブルクマンが私と城塞シュミットブルクから城塞守備レーエン (Burglehen) として保有する物は何であれ——これらの財産は全部私とその権利と完全な保証を大司教に与えるべき自由所有財産 (Eigen) であるが——同大司教の手に一切寄進し且つ譲渡した。また同大司教は自身とそのトリール教会の名において、同城塞を上記の財産すべてと共に私と私の適法な直系相続人に対して、真正なレーエンとして永遠に授封した。私と私の適法な直系相続人は、これらの財産が〔封主たる大司教と封臣たる

私達の間で「分割されているとはいえず、人々がそのよつなレーエンを受領するべく図られ且つ通例受領すること
 くに宣誓、誓約、勤務、及びすべての法と慣習をもつて、これらの財産の分割所有権 (p_oss) を受領して取得した
 と。また私も私の相続人も上述のレーエンまたは私達がトリール大司教から保有したその他のレーエンを全部で
 あれ一部であれ、トリール大司教とその教会の承認と許可によるのでなければ再下封も譲渡もすべきでない」と
 公認された。Ich Heinrich wildegreue von Smydeburch dun kunt allen den genen die diesen brief sient of horent
 lesen dat ich vmb vierhundert punt hallere gut vnd geue die mir der hochwirdige min herre her Baldewin
 erzhebischof zu Triere bezalt hat mit gereiden Penningen vnd die in minen nutz sint komen vnd vmb groze
 helpe vnd vurdernisse die der selue ertzebischof mir lange hatt mit sinen gnaden gedain . . . dat dieser
 brief geschrien wurde min hus Smydeburch mit alle dem dat licht in dem burchvrieden vnd bit allen den
 burchmannen vnd wat die zu burchlene van mir hant vnd van dem hus Smydeburch vnd dat dat eygen si des
 sal ich ieme rechte vnd ganze werschaf dun hain ich vfigedragen vnd gegeuen gentzlich in hant des seluen
 Ertzebischofs vnd der selue ertzebischof in sinen selues vnd sines stiftes zu Triere wegen dat selue hus mit
 alle dem gude vorgeante hat verluen zu rechten liene von mir vnd von ekelichen mime libis eruen ewenkllich
 die da deil anegewinnen of it gedeilt wirt zu entfane mit eyden hulden dienste vnd alleme rechte vnd
 gewonde als man sal vnd plicht al solche leene zu entfane. Vnd gelouen dat noch ich noch min . . . eruen dat
 vorgesprochen ien of andert dat wir hetten von deme Ertzebischoffe zu Triere noch gantz noch in stucken
 niet en solen vort verlienen noch verwenden it in si mit verhenkenisse vnd vrloue des Ertzebischofs zu
 Triere vnd sines stiftes」云々。⁽³²⁾

このレーエン寄進契約から我々は多くの事柄を読み取る事ができる。第一に「Heinrich は従来自由財産として

て所有してきたシュミットブルク城塞をそのブルクフリーデ Burgfriede の中にあるすべての財産、及びそのブルクマンやその城塞守備レーエンをも含め一括して大司教に寄進・譲渡した。この場合に、Burgfriede とは、平和 Friede が妥当すべき都市または城塞の周辺領域を意味し、特に城塞との関連では城塞区 Burgbezirk を意味する。⁽⁵⁷⁾ またこの城塞区においては、平和を維持するための罰令権力(平和罰令 Friedensban) が行使された故に、城塞区は同時に支配区 Herrschaftsbezirk たる罰令区 Banbezirk でもあった。⁽⁵⁸⁾ この点に関して、H II M・マウラー H. M. Maurer は、Burg (城塞) の語がより広い意味を持っていた二一・二三世紀に、Burgfriede の語は都市平和 städtischer Frieden——都市はより古い語義において、城塞と塔を有する城塞であったが——の意味に加えて、「ブルクバン Burgban」すなわち(城塞周辺地域の住民を)城塞夫役 Burgwerk (城塞の建設・維持・警備のための労働)へと動員する強制権力とこの罰令権力が行使される「区域」の意味を持つと述べている(傍点 II 筆者)。⁽⁵⁹⁾ H II M・マウラーに先立ち、F・バイアーレ F. Bayerle は既に一九三二年に、一〇世紀末期について、城塞建築と城塞守備の必要のためにブルクバンが行使される城塞周辺地域と村落を罰令区と呼んでいる。⁽⁶⁰⁾ さらに、M・シャープ M. Schaub もまた中世盛期について、「城塞から一連の村落に対して行使される支配権は……強制権力、罰令権力及び下級裁判権力を通じて極めて容易にランデスヘルシャフトへと発展していった」と述べ、城塞周辺地域 Burgfriede、Burgemarkung が罰令区ないし裁判区であることを指摘している。⁽⁶¹⁾ したがって、城塞主 Burgherr は城塞周辺地を最初から城塞建設それ自体の必要のために、正に罰令区として把握しておく必要があったものと言わなければならない。また、城塞主がヘルシャフト的諸権利を保持する場所に城塞を建設した場合には、現実にも、最初からその周辺地を容易に罰令区として編成することができた筈である。次に、Heinrich von Schmidburg と大司教バルドゥインのレーエン寄進契約の中でシュミットブルクが Hs と呼ばれているように、城塞は同時に貴族の「家」であった。⁽⁶²⁾ 家はゲルマン的法伝統に基づき初期中世以来特別の法 II 平和領域

Rechts- und Friedensbezirkを形成し、この領域に無断で侵入した者は家長の家裁判権に服し、他人の家の中で犯した犯罪はより厳格に処罰されたのみならず、殺人と強姦を犯した犯人の家屋は犯人の平和喪失の効果として破壊された。⁽⁶³⁾ さらに、法Ⅱ平和領域としての家は、国王の官吏を始めとする公権力が逃げ込んだ犯人の引き渡しを求めて立入ることのできない避難所(アジール Asyl)・免除地(Freilung (イムニテート Immunität))であった。⁽⁶⁴⁾ 中世盛期の Burgfriede は古来の Hausfriede から成長したために、避難所・免除地・イムニテートという三つの属性を具えていたのである。⁽⁶⁵⁾ Heinrich von Schmidburg は本来 Nahgau のグラーフ家系に属したために、高級裁判権と下級裁判権を有していた。⁽⁶⁷⁾ したがって、彼のシュミットブルクの Burgfriede は高級・下級裁判区をなす独立的なイムニテート区域であり罰令区であったことになる。

次に、右のレーエン寄進契約の結果、封臣たる Heinrich von Schmidburg は城塞とその周辺地たる罰令区内の一切の財産に対して、最早従来の eygen (自由所有権)ではなくて分割所有権 *teil* 換言すればレーエンのゲヴェーレ Lehnsgewere を受領し、他方封主たる大司教は新たにアイゲン・ゲヴェーレ Eigengewere を取得したことが注目される。⁽⁶⁸⁾ 権利関係のこの変動を引き起こすレーエン寄進契約は、貴族権力が従来行使してきた城塞区に対する完全な権利、つまり独立的な支配権の権利が不完全な「分割所有権」へと転換し、これに対応して大司教は貴族権力の核心たる城塞区に対するレーエン制的支配権を掌握し自己の支配権拡大のための橋頭堡を築いたことを意味するのである。同時に、一二世紀中葉イタリアの末期注釈学派は封主が上級所有権 *dominium directum* を保持し、封臣は下級所有権 *dominium utile* を保持すると説く分割所有権理論を確立し、後期注釈学派(註解学派)はこの理論を一層発展させていた。⁽⁶⁹⁾ 右の寄進契約に現れる「財産が分割されている *it gedelit wirt*」ないし「財産の分割所有権 *die da teil*」という文言に明らかにこの分割所有権理論の影響が見て取れる。我々はこの中世ローマ法学、つまり学識法に基づくレーエン法の理論的整序という事実を銘記しておきたい。他方で、封主権

は確かに封臣に対する支配権行使の可能性を封主に提供するが、しかしもし封主が現実はこの支配権を行使しなければ、封主権と封主のアイゲン・ケヴェーレは消滅し、これに呼応して封臣の義務も消滅し、封臣のレーエン・ケヴェーレは再び Eigen へと転化してしまうことに留意する必要がある。外ならぬ城塞シュミットブルクはその良い例をなす。Heinrich の上述した曾祖父 Konrad II は一二三九年一月、「自分の城塞シュミットブルクの所有権を自分の妻と子供たちとの賛成する同意に基づいてケルン教会に寄進し、また同城塞を同大司教コンラート閣下の手からレーエンとして受領した proprietatem castri nostri Smedeburg, uxoris nostre et liberorum nostrorum assensu accedende, ecclesie coloniensi contradidimus et ipsum de manu predicti [omni] Conradi Colon[ensis] archiepiscopi in feodo recepimus」⁽²⁾。この Konrad II が、早へも一二五八年には「シュミットブルクをケルン大司教へのレーエン復帰の手続きを経ることなく自分から直接息子 Emich に相続されるべき財産、つまり自由所有財産として遺言書に記したことは既に述べた通りである。ケルン大司教がシュミットブルク城塞に対して封主権を行使した形跡がないのは、恐らくこの城塞がケルン領域から遠隔の地に位置したために、この城塞に対する封主権の行使はケルン大司教にとって余り実益がなかったことに求められよう。これに対して、トリール大司教バルドゥインは一二三四年のシュミットブルクのレーエン寄進契約以後、その政治的手腕を遺憾無く発揮しつつ、実際にこの城塞に対する封主権を行使し、これを遂には完全に自己の支配に服する自由所有 (Eigen) 城塞 Landesburg oder landesherrliche Burg とするに成功した (後述)。

大司教バルドゥインと Heinrich von Schmidburg の間のレーエン寄進契約において注目すべき第三の事柄は、シュミットブルクとその他のレーエン財産が Heinrich とその直系相続人に授封され、しかも大司教と教会の承認を得るのななければその再下封と譲渡を禁止されたことである。この契約内容は、疑いなく、レーエン財産が Kyrburg 家系や Dhaun/Grumbach 家系、さらには Wildgraf の傍系親の手に移行することを阻止し、

Schmidtbürg 家系の手に留まることを狙つたものであると言わなければならぬ。他方で、先に引用した証書には、通常のレーエン契約におけると異なり、封臣たる Heinrich の妻の名はおろか相続人となるべき息子の名も全く言及されていない。「このことは Heinrich が一三二四年の時点で未だ結婚しておらず、したがって相続人が存在していなかったことを意味する。それ故に、一三二四年の段階では、大司教は Heinrich の死亡後その相続人欠如を理由としてレーエン財産の復帰権を行使し、これを自分の直轄領にしてしまふチャンスを手に入れることになつたのである。Heinrich が大司教へのレーエン復帰の可能性があることを知りながらこの寄進契約を締結した一つの苦衷は、上列の「*schicht*」Schmidtbürg 家系と Kyrburg 家系の間で既に Heinrich の父親 Konrad III. とその弟 Gottfried Royp 兄弟の争いがあり、またこの争いが兄弟の各々の息子 Heinrich von Schmidtbürg と Friedrich von Kyrburg の代まで持ち越されて来たという事情があつた。⁽²¹⁾上述した一三二三年一月バルドゥワインのための開城契約と翌一三二四年一〇月のレーエン寄進契約は、当面の直近の相続期待権者たるこの Friedrich von Kyrburg を強く刺激するものになつた筈である。かくして、第一次シュミットブルカー・フェーテ（以下第一次フェーテと略記）が Heinrich von Schmidtbürg と Friedrich von Kyrburg の間で戦われるに至つた。これを示すのが、一三二五年一月三日 [des Dunsredages na deme Jairsdage] の日付を持つ次の証書である。

„Ich Heinrich Wildegreue Here von Smeideburg, vnd wir Lamprecht von Schoinburg, Heinrich von Seenheim, Johan von Basinheim, Henrich Bollenbach, Bertolf [Bertolt] von Sotern, vnd Eynolf van Leye Rittere, vnd Johan von Stege Knappe, Burchman[nen] vf dem vorgenanten Hus Smeideburg, dun kunt allen die diesen Brief sient oue horent lesen, dat vmb den Creych die sich houf, als van den Sunen, die der hoychwidige vnse Here Her Baldewin Erzbischof zu Triere vnd Her Georie Greue von Veldentze, tuschen Heren Frideriche deme Wildegreuen von Kirburg vnd mir Heinriche von Smeideburg haint gemachet, des der

selue Her Friderich dat vorgenannte Hus Smideburg, mir ein Deiles anegewinnen hatte, der selue Erzbischof Baldewin, des vnd sines Stiftes zv Triere dat Hus Smideburg zu male rechte Lein is, vnd ich Heinrich von Smideburg dat von ieme zu Liene hain, vnd des wir ieme alle sament erkennen, dat Hus Smideberg Frideriche deme Wildegreuen, hait wider anegewinnen, vnd Beheltnisse sin, vnd sines Stiftes vrmerrne, mir Henriche von Smideburg hait widergegeben.”⁽⁵²⁾

この証書から次のような内容を我々は読み取る事ができる。つまり「Friedrich von Kyrburg は Heinrich von Schmidburg がトリール大司教とその教会から真正なレーエンとして保持するシュミットブルク城塞を力づくで奪つたため」、「Heinrich von Friedrich の間で絶えずフェーデ(Creych)が戦われた。大司教ハルトゥインと Graf Georg von Veldenz が仲裁裁判官として既に行つた和解契約 (Sune) に基づいて、城塞シュミットブルクは Friedrich von Kyrburg から奪還された」 Heinrich von Schmidburg が再びこの城塞を大司教から授封された。ハルトゥインとその他 Lamprecht von Schönenburg, Heinrich von Senheim, Johann von Bassenheim, Heinrich Bollenbach, Berthold von Sötern, Enolf von Leye, Johann von Steeg とシュミットブルクのブルクマン達は「シュミットブルクの Friedrich von Kyrburg からの奪還と大司教による Heinrich von Schmidburg の再授封という既になされたこの和解契約を知らしめる」と。この第一次フェーデが戦われた時期に関して証書は沈黙しているために、それを明らかにすることは不可能である。しかし、第一次フェーデの時期として「一三三三年一月大司教のための開城契約締結以後か、翌二四年一〇月城塞のレーエン寄進契約締結以後、右の証書が作成された同二五年一月三日までの間のいずれかの時期であることは疑いない。もし同二三年一月以後に既に第一次フェーデが始まったとするならば、翌二四年一〇月のレーエン寄進契約締結は、Friedrich von Kyrburg によって占領されたシュミットブルクを封主たるトリール大司教の力と援助を恃んで奪還しようとする試みる

Heinrich von Schmidburg の企図に基づくものであった可能性がある。いずれにしても、大司教はシュミットブルクを Friedrich から奪ひ、Heinrich に再び授封してやるという形でこの両者のフエーデに決着を付けた。この決着によって、大司教が、相続人を持たない Heinrich の死後シュミットブルクをレーエン復帰権に基づいて没収し、かくして領国南部の Hunrück と Nane 両地域で支配権を構築するための新たな根拠地を獲得することができると考えたとしても不思議ではない。⁽²⁾

大司教バルドゥインは Hunrück 地域において地歩を固めるべく、第一次フエーデの直前またはその最中に、Heinrich von Schmidburg 以外の貴族の城塞に対しても活発な城塞政策を展開していた。次に、これを追跡してゆくことにしたい。まず、大司教は Heinrich von Schmidburg とシュミットブルクの開城契約（一三三三年一月一四日）よりも約五ヵ月前の六月三日に [Vf den auent sente Johans Baptisten do he geboren waer] Heinrich の従兄弟 Friedrich von Kyrburg と城塞 Wöllstein bei Kreuznach の寄進開城契約を締結した。つまり、「あつた我々（騎士たる）Wildgraf Friedrich von Kyrburg とその適法な妻 Agnes）は、この証書により、Kreuznach の近くに位置する我々の城塞にして家 Wöllstein をトリールの同大司教（バルドゥイン）」とその後継大司教達のために永遠にその優先的な開城城塞とし且つ寄進した。同大司教（バルドゥイン）」とその配下の者は、Graf von Luxemburg に対抗する場合のみを除外して、身分の上下を問わずすべての貴族、封臣または従属民に対抗して、完全に自分の意のままに何らの妨げを受けることなく出入りして、当城塞を利用することができる。また、いかなる人間であれ悪習に染まっていると思われ、またはこの者がトリール大司教、その教会、または聖職者であれ俗人であれその臣民に対して損害を加えようと望んだことや実際に加えたことが知られた場合に、我々または我々の相続人もまたそのことを知った場合には直ちに、そのような人間を当城塞の中に受け入れるべきでなく、以後決して受け入れるべきではない。……我々も我々の相続人もこれらのレーエンまたは今後我々の

トリール大司教から獲得するレーエンを様々な悪意で、我々の相続人以外の他人に再下封し悪しき方向に導き、
 我々の領土に Vort me so hain wir vnse Burch vnd Hus zv Wellestein dat gelegen ist bi Cruzenache
 deme seluen Erzebischofe, vnd sinen Nakomen Erzebischoffe zv Triere eweliche sin offen vnd ledich Hvs
 gemachet, vnd of gedragen mit disem Briue, dat der Erzebischof, vnd die sine mach vnd mogen sich behelfen
 wider einen ichelichen Herren, Man, oue Luden wie hohe, oue nider si sint, in vnd vz ze varene mit allen iren
 Willen sunder ingeine Hindernisse an alleine wieder den Greuen von Lutcellimburch, vnd in sollin ouch Wir,
 noch vns Eruen in geynen Menschen da inne enthalden, da man si mochte verwenen, oue wiste dat he schaden
 wolde dun oue dede dem Erzebischof zu Triere, sime Sifte, oue Vnderdingen geistlich oue werlich, alsbalde
 als wir ouch dat wisten, oue vnser Eruen wisten, so sal man die da inne voit numme enthalden,……wir noch
 vnser Eruen die seluen Lehen, of die wir hie naich gewinnen von vnsmen Herren von Triere niet vort bussen
 vnsmen Eruen verkeren, wenden, of entveren solen an allerleye Argelist」⁽⁵⁷⁾ の証書から、大司教は Fried-
 rich S Wollstein 城塞をレーエンとして自由に客進せしめるが同時に、Graf von Luxemburg 以外の者と戦うた
 べつの場合にこの城塞を自由に利用する権利を獲得したことが明らかになる。やはり、Friedrich が城塞 Woll-
 stein を始めとするレーエン財産の再下封を、自分の相続人への相続に基づく譲渡以外には全面的に禁止されてい
 ることも注目される。なお、この証書で唯一除外されている Graf von Luxemburg は Friedrich の封主であ
 った。⁽⁵⁸⁾ Wollstein 城塞はシュミンツブルクから東の方向へ約四一四地点の Nahe 川流域に位置し⁽⁵⁹⁾、一二世紀後半
 に建設され、一二八三年に Kyrburg 家系に帰属した。⁽⁶⁰⁾

同じ証書の中で、Friedrich は次のように述べている。つまり、「私 Friedrich は我々の親愛な封主たる
 トリール大司教バルドウィン閣下から、この証書が作成された以前に我々が支払った受領した代償のた

めた、既にトリール教令の Grimburg 城塞 (Hus) のブルクマンとなった。また同大司教は Grimburg の城塞区 (Begriffe) の中に、我々がその建築物を修理すべき家〔二城塞〕を割り当てるべきである。さらに、トリール大司教またはその継承者が必要とするとき考へる時に、この者達の名において我々または我々の相続人が告知される時には、何度でもまた何時でも、慣習と法があるごとくに、当城塞において自分の費用で城塞居住義務を果たし城塞を防衛し且つこれを強化すべく、自分自身で当城塞に赴くか、一名の騎士または二名の長き生まれの騎士見習うを我々の代理として当城塞に派遣すべからざる誓約すべし。vnmme ein ghenamet Gelt dat vns bezalet ist, von vnsenme lieuen Herren, Herrn Baldewyne Erzebischof zo Triere, e dieser Brief worde gemacht bin Burchmann worden of deme Hus zv Grimberch des Stiffes von Triere, vnd sal vns der Erzebischof ein Hus bewisen in deme Begriffe zv Grimberg, dat solen wir bueliche halten, vnd gelouen wir, wie dicke, vnd wanne dat von des Erzebischofes zv Triere, oue sinen Nakomen wegen, als si dunket, dat si is noit hauen, wir of vnse Eruen wirt kundiget, so solen wir in varen zv Grimberch, mit vns selues lue, of einen Ritter, of zwene walgeboren Knechte, vor vns senden darin, darinne Burchses zv dune vf vnse Kost, die Burch zu werene, vnd dat zv hertene als it gewainlich vnd Recht is」⁽⁶⁹⁾。大司教の要求に依つて何時でも且つ何度でも Friedrich が城塞守備勤務を果たすという義務は、トリール領国における年に十六週間という平均的な城塞守備の義務に比へるならば、相当に重いものである⁽⁸⁰⁾。しかも Friedrich が城塞守備勤務を果たすべき大司教の Grimburg 城塞は、Friedrich の本拠城塞 Stammsitz たる Kyrburg から西南西の方向へ約五〇里と云う遠隔地に位置するため⁽⁸¹⁾、Friedrich は大司教のブルクマン団 Burgmannschaft への加入自体からは利益を引き出すことはできなかつた⁽⁸²⁾。また Friedrich は代理人を通じてでも城塞守備を履行する義務を負担すると同時に、この義務を履行する際の住居の修理義務と城塞居住期間に生ずる費用を自弁する負担をも負つた。換言すれば、Friedrich は大司教の城塞を防衛しこの

機能を發揮させるために人格的にも財政的にも寄与したが、自分自身が城塞守備勤務から直接に得る利益は殆ど何もなかったのである。この場合に、Friedrich が城塞守備用の住居を城塞区 *Begriffe* の中に割り当てられたことが注目される。「城塞区」の言葉は城塞周辺地域が多少とも完結的な統一体を形成していたことを示すものである。⁽⁸³⁾ なお、Grimburg 城塞は一一九〇年頃に大司教ヨーハン一世 Johann I. (在位一一九〇—一二二二年)によつて建設され⁽⁸⁴⁾、シュミットブルクから南西の方向へ約四〇km地点に位置する。⁽⁸⁵⁾

Wöllstein 城塞を大司教のための優先的開城レーエンとして寄進するとともに大司教の Grimburg 城塞における Friedrich の城塞守備勤務を定めた一二三三年六月二三日の契約は、Friedrich にとつて明らかに不利なものであつた。Friedrich がこの不利な契約を締結した背景には、疑いなく、一二三三年当時 Wildgraf Heinrich von Schmidtburg と父親の時代以来敵対關係にあつたために、大司教バルドゥインを自分の同盟者並びに保護者として求めたという事情がある。⁽⁸⁶⁾ 大司教の側は Friedrich の苦窮を利用しつゝ、この者をレーエン制的結合に基づいて拘束し、自分の城塞 Grimburg のために軍事的に経済的に利用しただけでなく、その城塞 Wöllstein を自律性において制限された優先的開城城塞とすることに成功したのである。Wöllstein の開城城塞化は、この城塞から南西約四kmの地点に位置する Raugraf Konrad der Jüngere von Neubamberg の本拠城塞 Neubamberg を無言うちに威圧するといふ相當に大きな利益を大司教にもたらした。⁽⁸⁷⁾

Raugraf Konrad は大司教によるこの圧力に脅威を感じたためと推測されるが、Wildgraf Friedrich von Kyrburg の Wöllstein が大司教の優先的開城レーエンと化して僅か三ヵ月後の一二三三年九月一九日 [die decima nona septembris]、自分の城塞 Naumburg bei Kirn を大司教にレーエンとして寄進してゐる。つまり、「騎士たる私 Raugraf Konrad der Jüngere はすべての者に次のことを知らしめる。すなわち、この証書の作成以前に……神聖なトリール教会の大司教バルドゥインから私に支払われ且つ手渡された適法なまた良質な六〇〇

Pfund Heller のために、マインツ司教区に Kirn の近くに位置し私が自由所有財産として所有する私の城塞にして着 Naumburg を全部私の同大司教閣下の手に既にまた現在寄進し、さらに同大司教閣下から閣下とそのトリール教会との名においてレーエン法に従って既に受領し、且つ私が既に受領したことを確認し、また受領したと
Nos Conradus iunior comes hirsutus miles notum facimus univrsis quod castrum et fortalicium nostrum Nuenburch sitam prope Kir, moguntinensis dyocesis ad nos allodialiter pertinens pro sexcentis libris hallensium legalium et bonorum nobis a……domino Baldewino sancte Treverensis ecclesie archiepiscopo numeratis et traditis ante confectionem presentium litterarum in manus domini nostri archiepiscopi predicti integraliter resignavimus et resignamus et ab eodem domino archiepiscopo suo et ecclesie sue Treverensis nomine recepimus et recepisse nos recognoscimus ac recipimus iure feodi⁽⁸⁸⁾。このレーエン寄進契約は、Friedrich von Kyrburg による Wöllstein 城塞の寄進と異なり、城塞のレーエン寄進を定めるのみであり、城塞の優先的開城レーエン化や封臣による相続人以外の者への再下封・譲渡の禁止を定めてはいない。その理由として二つの事情が考えられる。第一に、Naumburg bei Kirn のレーエン寄進は、Konrad が既に大司教へのレーエン制的勤務を履行する際に蒙っていた損害に関して、大司教が補償し和解する必要があったという特殊事情に端を発していたために、大司教は Konrad の側に歩み寄らざるをえなかった。このことを、同じ寄進契約において語られている次の文言が示している。すなわち、「尊貴なる同大司教閣下は自分と自分の教会の名において、私と私の従僕が同大司教ないしそのトリール教会に対して今日まで行ったすべての勤務の故に蒙り且つ受けたすべての損失と損害の償いとして、上述の [Heller] 貨幣銀六〇〇 Pfund を、本証書の作成以前に私に支払った reverendus dominus archiepiscopus predictus suo et ecclesie sue nomine satisfecit nobis ante harum confectionem litterarum de sexcentis dicte monete pro omnibus preditionibus et dampnis que nos et nostri servitores

sustinuimus et habuimus sustinuerunt et habuerunt occasione cuiuscunque seruicii quo ipsi seu ecclesie sue Treuerensi seruimus usque in diem presentem」⁽⁸⁷⁾。第二の理由として、寄進された Naumburg bei Kirm 城塞はマインツ司教区内に位置したために、封臣となるべき Raugraf Konrad はマインツ大司教に政治的な背面保護を求めることができたという事情があると推定される。この推定は、Konrad の兄弟たる Raugraf Georg の城塞 Simmern のレーエン寄進契約を考慮するならば、蓋然性の高いものとなる。Raugraf Georg はトリール大司教バルドウィンが、マインツ大司教の空位のために、同時にマインツ教会の管理者を兼ねていた一三三〇年に、同じくマインツ司教区内に位置する自分の城塞 Simmern をバルドウィンに「優先的レーエンとして」zu ledigem leue 且つ「昔に開城せられるべき」solen allezeit vffen sinレーエンとして寄進した(後述)⁽⁸⁸⁾。Raugraf Georg はこの時に外ならぬマインツ大司教その人に政治的な背面保護を求めることはできなかったために、バルドウィンとの不利なレーエン契約締結を余儀なくされたと考えられるのである⁽⁸⁹⁾。Raugraf Konrad や Raugraf Georg のレーエン寄進契約は大司教バルドウィンが契約の相手方が置かれている政治的状况を個別的に考慮して対応していることを示す好例である。

さらに、一三三三年九月一九日の城塞 Naumburg のレーエン寄進契約で、Raugraf Konrad は次のように述べている。「またそれ故に、私同 Konrad は、同大司教閣下とそのトリール教会に対抗しつつかなる理由によるのであれ共同でまたは個々に私に加えられた上述のすべての損失、損害及び攻撃を蒙りつつ、今日まで有能な人々をもって、保有した上述のレーエン城塞 Naumburg に基づいて同大司教閣下とそのトリール教会を守ったし、また中々 unde nos Conradus predictus eundem dominum archiepiscopum et ecclesiam suam Treuerensem de prefatis perdonibus et dampnis ac omnibus actoribus nobis occasione quacunque communiter vel diuisim contra dominum archiepiscopum et eius ecclesiam Treuerensem vsque in datam presentium competentibus

acquiritauimus et acquiritamus per presentes fevdo castri Nuernburg predicto reservato」と⁹¹この文語は Raugraf Konrad が城塞の寄進契約に基づいて、必要な場合に、封主たる大司教を武力を投入してでも守る義務を負担したことを示している。Raugraf Konrad は城塞 Naumburg のレーエン寄進契約と同じ一三三三年九月九日 [die XIX septembris]、今度は大司教バルドゥウィンがこの城塞の開城権を付与する契約を締結した。つまり「Raugraf Konrad は自分がトリール教会からレーエンとして保有するトリール大司教バルドゥウィン閣下の城塞 Naumburg にその活動のためにこの大司教を受け入れた Concelimus Comes Irutus retinuit dominum Baldewinum Treverensem archiepiscopum ad vitam suam in castro suo Nuernburg quod ipse tenet in feodo ab ecclesia Treuerensi」と⁹²この開城契約により、大司教は必要な場合に自分の守備隊を封臣の城塞に駐留させて利用する権利を取得したことになる。

こうして、一三三九年九月九日の Naumburg bei Kirm 城塞に関するレーエン寄進契約と開城契約は Nabe 地域における大司教の影響力と存在感を強化するようになった。Naumburg 城塞は Friedrich von Kyrburg の本拠地たる Kyrburg から Nabe 川を挟んで南へ約四 km とらう真近に位置したために、Naumburg 城塞に大司教が影響力を扶植したことは、大司教と Friedrich von Kyrburg のフェーデ（第二次シュミットブルガー・フェーデ）（後述）の際に特に、これに勝利を収めた大司教に有利な作用を及ぼした筈である⁹⁴。

次に、大司教バルドゥウィンは Heinrich von Schmidburg と Schmidburg 城塞の開城契約を締結するよりも約三週間前の一三三三年一〇月二〇日 (die XX. octobris) この城塞から南々西へ約一六 km 離れた Nabe 川流域に位置する Oberstein 城塞の開城権をも獲得した⁹⁵。その開城契約は次のごとくである。

„Ego wircus de Duna dominus de lapide dicto Quersteyne notum facio vniuersis quod prefatum castrum Quersteyne cum toto monte et valle ibidem necnon mansione sub ipso castro quae vulgariter Loch nuncpatur

quae a me in feodum tenetur que omnia fateor dudum fuisse et esse feodum ecclesie Treuerensis in quantum ad me spectant et ex successione vel tytlo quocumque deuolui possunt in futurum recipi et recepisse me recognosco et recipio per presentes a reverendo in christo patre et domino meo domino Baldewino Treuerensi archiepiscopo suo et ecclesie sue nomine per me et heredes meos legitimos recipienda tenenda et possidenda in fevdam cum onere fidelitate iuramentis et serviciis in talibus fevdis debitis de consuetudine et de iure. Tenebimur etiam ego et mei heredes ac promitto prefatum dominum archiepiscopum et eius successores perpetuo et suos in dictis castro et valle quandocumque et quocienscumque voluerint receptare et tenere quem etiam exturpe et de cetero in perpetuum receptamus ac ipsos per nos et nostros vbi cum honore poterimus iuuare contra omnes cuiuscumque dignitatis statusue existant exceptis dumtaxat contra eos qui coheredes nostri fuerint in dicto castro et ad hoc debemus continue disponere portenarios et vigiles eiusdem castri ac alios in dicto castro existentes pro tempore vt sine difficultate qualibet idem dominus archiepiscopus et sui ibidem receptentur vt est premissum.⁽⁸⁷⁾

この契約によれば、城塞 Oberstein はその城山、峡谷及び Loch と呼ばれる峡谷の居館と共に既に以前から全部 トリーール教会のレーエンとなつてゐたが、Freiherr Wirich von Oberstein はこれらの財産を改めて大司教ハムドゥインとトリーール教会からレーエンとして授封された。⁽⁸⁷⁾ 同時に Wirich は以後 Oberstein 城塞の共同相続人のみを除くあらゆる地位や身分の者に対抗して、大司教が望む時には何時でもまた何度でも大司教とその配下の者をこの城塞に受け入れることを約束し、かくして大司教に開城権の自由な行使を承認したのである。

やがに Wirich はこの証書の中で次のように述べてゐる。⁽⁸⁷⁾ „Nec poterimus nec debemus ego sive mei heredes dicto domino archiepiscopo sev eius ecclesie rebellare aut in aliquo contraire siue subditos ipsius in

aliquo molestare vel aliquem inimicum eiusdem archiepiscopi vel ecclesie sue in dicto castro receptare……
Dicta etiam bona et quae ab ipso archiepiscopo vel ecclesia sua habemus vel habebimus non poterimus
viterius infeudare vel alienare quouis modo.”⁽⁸⁸⁾この文言によれば、Wirichとその相続人は大司教バルドウィン
とトリール教会に反抗しその権利を侵害することやその臣民を苦しめることを禁止されたのみならず、大司教と
教会の敵をOberstein城塞に受け入れることをも一切許されなくなった。こうして大司教はOberstein城塞に対
してほぼ排他的な開城権を取得するとともに、封臣たるWirichの自分へのほぼ完全な従属を達成すること
によって、城塞とこれを保有する封臣を無力化し自分のほぼ完全な影響下に置くに至った。また、この文言から、
Wirichは現在及び将来大司教から保有するレーエンのすべてについて、相続以外の方法による再下封と譲渡を禁
止されたことも明らかになる。

大司教による開城権行使がObersteinにおけるWirichの共同相続人に対抗する場合にのみ許されなかったこ
とは、既に述べた通りである。この事実からも明らかのように、Oberstein城塞は複数の者が所有する所謂「共同
相続城塞」Ganerbenburgであった。大司教ヨハン一世はこの城塞をレーエンとして寄進したEberhardと
Wernerの兄弟が既に共同相続人であったことは疑いない。⁽⁸⁹⁾いずれにしてもWirich von Obersteinのレーエン
寄進並びに開城契約よりも約四年前の二二一九年九月七日 [vigilia natiuitatis beati Marie]、別の共同相続人た
るFreiherr Andreas von Obersteinも大司教とOberstein城塞のレーエン寄進契約を結んでいる。⁽⁹⁰⁾この寄進契
約はシュミットブルガー・フェーテと直接の関連を持たないが、本稿での我々の一つの重要な関心事たる城塞区
の問題との関連で特に興味深いものである。Freiherr Andreas von Obersteinはこの時の契約の中で次のように
述べている。

„Nos Andreas dominus de lapide miles Conegundis coniuges omnibus cupimus esse notum quod pro centum

libris hallensium bonorum et legalium nobis datis et persolutis ante confectionem presentium in augmentum feodorum nostrorum ab ecclesia Treuerensi descendendum villam Rodenvels et partem ville Aldenburg citra ripam versus montem et quicquid habemus in eisdem cum omnibus iurisdictionibus altis et bassis iuribus dominiis hominibus redditibus aduentibus et aliis quibuscumque ad dictas villas Rodenvels et partem Aldenburg pertinentibus que omnia pleno iure et allodialiter ad nos pertinent super quorum evictione nos et heredes nostros perpetuo obligamus recipimus et presentibus recipimus iure feodi ligii vna cum parte nostra castri de lapide super domum dictam Loch quam habemus et a temporibus retroactis cum aliis coheredibus nostris in dicto castro habuimus ab ecclesia Treuerensi cum onere iuramentis fidelitate et seruiciis que vera feoda de consuetudine postulant et de iure a reuerendo in christo patre domino meo domino Baldewino Treuerorum archiepiscopo et ecclesia sua predicta in perpetuum recipienda tenenda et possidenda vt dictum est per nos et heredes nostros legitimos de lapide. Nec poterimus dicto domino meo seu ecclesie sue rebellare aut in aliquo contraire vel dicta bona seu alia que ab eadem ecclesia Treuerensi in feodum habemus aut haberemus alii aut aliis in toto vel in parte infeodare seu alienare quouis modo.”⁽⁹⁾

この契約によれば、先づ第一に、Andreas von Oberstein とその妻 Kunigunde はトリーール教会から従来保有しているレーエン財産を改善するために既述の Pfund Heller を与えられた。その代わりに村落 Rodenvels と村落 Aldenburg の一部、及びこの両村落におけるその所有物すべてを、Oberstein 城塞の自分達の持分と共に、優先的にレーエン (feodum ligium) として寄進し、再授封された。第二に、Andreas 夫妻はトリーール大司教とその教会に反抗しまたはその権利を侵害することと、トリーール教会から現在及び将来保有するレーエン財産をその全部であれ一部であれ他人に再下封し、またはいずれかの方法で譲渡することを禁止された。それ故に、Andreas は

一〇〇 Pfund Heller の貨幣を支払われた代償として、新たに自分の自由所有財産たる二つの村落を、大司教から保有するレーエンへと轉換させたことに伴ひ、自己の大司教へのレーエン制的従属を強めることになつたのである。シュミットブルガー・フェーデとの関連では、Andreas のレーエン制的従属の強化と並んで、Oberstein 城塞における Andreas の持分をも含むレーエン財産が大司教への優先的勤務を義務づける優先的レーエンであつたことと、大司教とその教会への反抗とその権利を侵害することの禁止が、後に大司教にとって重要な意味を持つことになつた筈である。第二に、新たに二つの村落が「高級裁判権と下級裁判権のすべて、諸権利、支配権、従属民、定期的収入、臨時の収入」等と共にレーエンとして寄進されたことが、城塞区の問題との関連で注目される。二つの村落のうち Rotenfels [Rodenvels] は城塞 Oberstein から東北東の方向へ約四〇km の地点に位置するが、一日行程の距離にあるといふ意味ではこの城塞の周辺地にあると言ふことができる。他方の村落 Altenburg [Aldenburg] に關して、Oberstein 城塞は Alte Burg [Altenburg] と Neue Burg [Neuenburg] の二つの城塞から構成されている故に、この村落の名称は Oberstein 城塞の一部たる Altenburg の名称と一致していることとなる。^(註)このことから、村落 Altenburg は Oberstein の部分城塞たる Altenburg の直近に位置する村落であつたと言わなければならない。右に引用した契約の中で、村落 Altenburg に關して特に、「山に面した川岸の前にある」と言う位置を示す形容句が付けられているが、何の断りもなしに単に「山」と記されているのは、「この山」が村落 Altenburg と同じ名前の城塞が建つてゐる山、つまり Altenburg 城塞の「城山」であるためであると考えられる。かくして、上述の契約に基づいて、Andreas von Oberstein はこの城塞からその直接の周辺地に位置する村落 Altenburg と比較的遠く周辺地に位置する村落 Rotenfels と対して高級裁判権や下級裁判権を始めとする支配権的諸権利 (dominii, iuribus usw.) を行使してゐた、と我々は結論することが出来る。城塞周辺地が最初から罰令区として把握されたといふことは既に述べた。^(註)城塞主たる Andreas von Oberstein が高級裁判権

- (32) Lexikon des Mittelalters, Bd. I, Art., „Burg“, Sp. 968.
- (33) 山田宏和「十一・十三世紀の西ヨーロッパの諸国」三 トマハ — 諸侯制的国制の発展 —, 二九〇頁。
- (34) H. Mitteis=H. Lieberich, Deutsche Rechtsgeschichte, 11. Aufl., S. 89 (『鴉世長歌』一六六頁), 19. Aufl., S. 124.
- (35) I. Bodsch, Burg und Herrschaft, S. 57.
- (36) H. Beyer, L. Eltester und A. Goerz, Kurze Darstellung der Geschichte des Mittelrheins bis zum Anfang des 13. Jahrhunderts, in: MRUB II, S. CIX.
- (37) Lexikon der deutschen Geschichte, Art., „Nahegaugrafen“, S. 860 (links); HHSD V, Art., „Kirn“, S. 179; Art., „Veldenz“, S. 386; H. Beyer, L. Eltester und A. Goetz, a. a. O., S. XXXII; V. Rödel, Lehngraf, in: HRG II, Sp. 1688ff., hier S. 1689.
- (38) K. F. Werner, Königtum und Fürstentum im französischen 12. Jahrhundert, in: Probleme des 12. Jahrhunderts. Reichenau-Vorträge (Vorträge und Forschungen, Bd. XII), hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte geleitet von Theodor Mayer, 1968, S. 177.
- (39) „Emmecho comes et frater eius Gerlacus de ueldenz“, MRUB I, Nr. 489 (1136年), S. 545. Vgl. auch Lexikon der deutschen Geschichte, S. 1268 (links), 1340 (links); H. Beyer, L. Eltester und A. Goerz, a. a. O., S. XXXII, LXVII, LXX.
- (40) MRUB I, Nr. 462, S. 522.
- (41) „Conradus comes de Kerebergk et frater eius. Emicho de Baumburgk“. MRUB I, Nr. 615, S. 677. Kerebergk [Kyrburg] はひらしたはへん本文の後添。の de Baumburgk [von Boimeneburg] の茶菜み Raugraf (comes hirsutus) の茶菜もみ。Lexikon der deutschen Geschichte, S. 1008 (rechts); H. Beyer, L. Eltester und A. Goerz, a. a. O., S. LXIV.
- (42) MRUB I, Nr. 605, S. 667. また前註も参照。
- (43) H. Beyer, L. Eltester und A. Goerz, a. a. O., S. LXX.
- (44) MRUB III, Nr. 1472, S. 1064f. MRR 3, Nr. 1530.
- (45) MRUB III, Nr. 178, S. 158. HHSD V, S. 73.
- (46) MRUB I, Nr. 611, S. 673; MRUB I, Nr. 636, S. 696; MRUB I, Nr. 676, S. 704.
- (47) MRR 4, Nr. 1041, S. 235f. J. Mötsch, Territorialpolitik, S. 46.
- (48) 一二九一年の「証書」に於て Wildgraf Gottfried von Dhaun/Grumbach は Konrad の子 (MRR 4, Nr. 2053, S.

- nischen Beispielen, in : H. Patze (Hrsg.), Die Burgen im deutschen Sprachraum, Teil II, S. 32ff., 41.
- (62) O. Brunner, Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter, 5. Aufl., 1984, S. 254ff.; R. Sprandel, Verfassung und Gesellschaft im Mittelalter, 4. Aufl., 1991, S. 159 ; H. K. Schulze, a. a. O., S. 115; M. Schaab, a. a. O., S. 35, 40 ; H.-M. Maurer, a. a. O., S. 100 ; E. Haberkern/J. F. Wallach, Hilfswörterbuch für Historiker, Zweiter Teil, 6. Aufl., 1980, Art. „Rittersitz“, S. 540 (rechts).
- (63) R. Sprandel, a. a. O., S. 41 ; H. K. Schulze, a. a. O., S. 51ff.
- (64) R. Sprandel, a. a. O., S. 41 ; H. K. Schulze, a. a. O., 53 ; O. Brunner, a. a. O., S. 257. 「アール」免除地、イムニテートの三つの語は同義であることについて、E. Haberkern/J. F. Wallach, Erster Teil, Art. „Freiung“, S. 211 (rechts)を参照。さらに、家はそれ自体イムニート類似の地位を有していたりなどに関して、世良封建制社会の法的構造、三二六頁以下、堀米「中世国家の構造」(『社会構成史体系』第四巻第一分冊)、一九四九年、後に、同「ヨーロッパ中世世界の構造」、一九七六年、所収、八五頁も参照。
- (65) R. Sprandel, a. a. O., S. 164 ; H. K. Schulze, a. a. O., S. 115 ; H. Patze, Die Burgen in Verfassung und Recht des deutschen Sprachraumes, S. 436.
- (66) M. Schaab, a. a. O., S. 35 ; H.-M. Maurer, a. a. O., S. 88, 106ff., 110, 113, 115f., 189ff.
- (67) H. Mitteis = H. Lieberich, Deutsche Rechtsgeschichte, 11. Aufl., S. 132 (上巻世良訳、一六七頁), 19. Aufl., S. 194 ; E. Wadle, Graf, Grafschaft, in : HRG I, Sp. 1775ff., hier Sp. 1787 ; Lexikon der deutschen Geschichte, Art. „Wildgrafen“, S. 1340 (links).
- (68) 封主はアイケン・メグエールを持ち、輔臣はローエン・メグエールを持つことについて、H. Mitteis, Lehnrecht und Staatsgewalt, 1933, Nachdruck 1974, S. 506 ; Ders., Deutsches Privatrecht. Ein Studienbuch, neubearbeitet von H. Lieberich, 3. Aufl., S. 74 (世良異志郎・広中俊雄共訳「ドイツ私法概説」、一九六一年、一六九頁)を参照。
- (69) 片岡輝夫「フランス法における分割所有権の歴史的研究(三・完)」、『国家学会雑誌』、六五巻五・六・七合併号、七九—一〇頁。註釈学派と後期註釈学派に関して、それぞれ、差当りP. Koschaker, Europa und das römische Recht, 4. Aufl., 1966, S. 55f., 87ff.、及び佐々木有司「中世ロー法學」、碧海純一・伊藤正己・村上淳二編『法學史』、一九七六年、所収、八〇頁以下、一〇一頁以下を参照。
- (70) Theodor Josef Lacomblet (Hrsg.), Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins, der des Erzstifts Cöln, der

Fürstenthümer Julig und Berg, Geldern, Meurs, Cleve und Mark, und der Reichsstifte Elten, Essen und Werden, 4 Bde., 1840-58, hier Bd. 2, Nachdruck 1960, Nr. 245, S. 126. MRR 3, Nr. 138. J. Mötsch, Territorialpolitik, S. 46.

- (71) 上掲の地図以下。
- (72) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 170.
- (73) 1325 CRM III Nr. 131, S. 223f.
- (74) J. Mötsch, Territorialpolitik, S. 50 ; W.-R. Berns, S. 115, 178 ; E. E. Stengel, Balduwin von Luxemburg, S. 183, 195.
- (75) 1324 CRM III Nr. 117, S. 213. W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 57, 76, 124, 131 Anm. 601, S. 153, 193 ; J. Mötsch, Territorialpolitik. S. 48.
- (76) J. Mötsch, a. a. O.
- (77) HHSD V S. 521.
- (78) HHSD V S. 456.
- (79) CRM III Nr. 117, S. 212f.
- (80) トリール領域における城塞守備の平均的な義務が年に六週間であったことに関して W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 66 を参照。
- (81) Auto-Atlas Deutschland/Europa 92/93, 1992 Novo Editions (以下 Auto-Atlas と略記), S. 115f.
- (82) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 57.
- (83) M. Lexer, Mittelhochdeutsches Handwörterbuch, Erster Bd., Sp. 147 (links) に「bezirk, umfang の意味をもつ」。
- (84) „Idem archiepiscopus de novo castrum quoddam quod Grimberg appellatur construxit.“ (MG Const. XXIV, S. 395). I. Bodsch, Burg und Herrschaft, S. 232 ; HHSD V, S. 119.
- (85) R. Laufner, Territorialstaat, S. 136 と S. 137 の間に挿入されている地図を参照。
- (86) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 57, 127.
- (87) 以下の城塞の位置関係について HHSD V, S. 521 の地図を参照。
- (88) 1323 CB II 503. Druck : 1323 CRM III Nr. 118, S. 214f. ただし、引用は前者による。
- (89) 1323 CB II 503.

- (6) 1330 CB II 517. Raugraf Georg v Raugraf Konrad v d. R. v. d. R. v. d. R. Raugraf Konrad S. 1323 CB II 503) の語句に „Georgius noster frater“ と記述されていること。
- (7) W.-R. Berns, *Burgenpolitik*, S. 127.
- (8) 1323 CB II 503.
- (9) 1330 CB IV 1537. J. Mötsch, *Territorialpolitik*, S. 48.
- (10) Naumburg v Kyrburg 恒続領土の支配権をめぐって HHSd V, S. 521 を参照。
- (11) Schmitzburg v Oberstein の支配権をめぐって Auto-Atlas, S. 115f.; HHSd V, S. 521f. を参照。
- (12) 1323 CB II 599.
- (13) 「大司教 (モーテン) 中 Johann I. (在位 1190—1211 年) は Eberhard und Werner von [Ober-]Stein 兄弟を [Ober-]Stein 城塞を築くことを、またその兄弟は同族をモーテル教会に招き、この大司教が、後述の領土の義務を併せてモーテン大司教に譲渡した Idem archiepiscopus conquistavit ab Everhardo de Petra suo Wernero idem castrum, quod et ipsi ecclesie Trevirensi contulerunt et ab archiepiscopo in beneficio receperunt sub debito ligii hominis, (MG SS XXIV, S. 395) と記述されている。Freiherr von Oberstein は、この大司教モーテンに、世に代る Oberstein をモーテン大司教に譲渡した。その von Oberstein の代は、Freiherr v. d. R. v. d. R. v. d. R. W.-R. Berns, *Burgenpolitik*, S. 193; DWL III, S. 40 Anm. 1 を参照。
- (14) 1323 CB II 599.
- (15) 権臣 (5) を参照。
- (16) Andreas von Oberstein の代は、本米 Freiherr v. d. R. v. d. R. v. d. R. MRUB II, S. LXXXIII; W.-R. Berns, S. 197 und ebenda Anm. 7 を参照。
- (17) 1319 CB II 598.
- (18) Oberstein v. d. R. v. d. R. Rotenfels の支配権をめぐって Auto-Atlas, S. 116 A3 und C2 を参照。
- (19) Oberstein 領土の Altenburg v Neuenburg の支配権をめぐって Auto-Atlas, S. 116 A3 und C2。Die deutschen Burgen und Schlösser in Farbe. Burgen, Schlösser, Festungsanlagen, Herrenhäuser und Adelspalais in der Bundesrepublik Deutschland und Berlin (West), 1987, Art. „Idar-Oberstein“, S. 781; HHSd V, S. 148 を参照。
- (20) 大司教に属す。

(四) Oberstein 城塞から村落 Rotenfels の所をまわす領域における氏族城塞の分布状況について、Auto Atlas, S. 116 を参照。
(未記)